防災県土整備企業常任委員会提出資料

1 請	養案説明事項	•
(1)	議案第45号	•
	三重県建築基準条例の一部を改正する条例案について	• • • 1
(2)	議案第46号	
	三重県建築審査会条例の一部を改正する条例案について	• • • 3
(3)	議案第47号	
	三重県営住宅条例の一部を改正する条例案について	• • • 5
(4)	議案第61号、議案第62号	
	工事請負契約について	9
(5)	議案第63号、議案第64号	
	工事請負契約の変更について	•••13
2	f管事項	
(1)	「『みえ県民カビジョン・第二次行動計画』(仮称)最終案	
	に対する意見」への回答	$\cdots 21$
(2)	「みえ県民カビジョン・第二次行動計画(案)」について	$\cdots 23$
(3)	「美しい三重の海と川」を守るため河川上流域における採石、	
	開発事業等に関する請願の処理経過について	· · · 3 7
(4)	平成26年度包括外部監査結果に対する対応結果及び	
	平成27年度包括外部監査結果に対する対応方針について	• • • 3 9
(5)	三重県建築物耐震改修促進計画の改定について	• • • 5 9
(6)	基礎杭工事に係るデータ流用等の再発防止について	• • • 6 3
(7)	新三重県建設産業活性化プラン(仮称)の策定について	•••65
(8)	調査基準価格(最低制限価格)の見直しについて	• • • 67
(9)	審議会等の審議状況について	• • • 6 9

平成28年 3月14日

県 土 整 備 部

【議案第45号】

三重県建築基準条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

建築基準法施行令の一部が改正されたことから、三重県建築基準条例の「児童福祉 施設等」に「幼保連携型認定こども園」が含まれること等を明文化するものです。

改正内容

 \mathbb{E} 改 案

(教室等の出入口)

(教室等の出入口)

第九条 学校(幼保連携型認定こども園を除く。)|第九条 学校の教室(児童又は生徒を収容する の教室(児童又は生徒を収容する室を含む。) で、床面積が四十平方メートルを超えるものの 出入口は、二以上設けなければならない。ただ し、出入口の有効幅を一・五メートル以上とし た場合には、この限りでない。

(略)

(出入口と道路との関係)

第二十二条 長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿又は|第二十二条 長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿又 児童福祉施設等(幼保連携型認定こども園を含 む。第二十四条において同じ。)の用途に供す る建築物の主な出入口は、道路又は道路に通ず る幅員二メートル以上の敷地内の通路に直接面 して設けなければならない。

室を含む。) で、床面積が四十平方メートル を超えるものの出入口は、二以上設けなけれ ばならない。ただし、出入口の有効幅を一 五メートル以上とした場合には、この限りで ない。

行

2 (略)

(出入口と道路との関係)

は児童福祉施設等の用途に供する建築物の 主な出入口は、道路又は道路に通ずる幅員二 メートル以上の敷地内の通路に直接面して 設けなければならない。

条例の施行期日

公布の日

【議案第46号】

三重県建築審査会条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備 に関する法律」により、建築基準法が一部改正され、これまで建築基準法において規 定されていた建築審査会委員の任期等が削除され、条例に委任されることから、規定 を整備するものです。

2 改正内容

改正案	現 行
第二条 審査会は、委員五人をもつて組織する。	第二条 審査会は、委員五人をもつて組織する。
2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の	
委員の任期は、前任者の残任期間とする。	
3 委員は、再任されることができる。	
4 委員は、任期が満了した場合においては、後	
任の委員が任命されるまでその職務を行う。	

3 条例の施行期日

平成28年4月1日

【議案第47号】

三重県営住宅条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

本県への転居を希望する県外居住者が、県営住宅に入居できるよう入居資格についての規定等を整備するものです。

2 改正内容

- (1) 入居資格のうち、「現に三重県内に住所又は勤務場所を有すること」という規定を削除します。
- (2) 家賃を3月以上滞納すること等により県営住宅の明渡し請求を受け退去した者について、入居資格を一定期間制限する規定を追加します。
- (3)「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」第8条第1項に規定する支援対象地域に平成23年3月11日において居住していた避難者については、入居資格のうち同居親族要件を具備するものとみなす規定を追加します。
- (4)「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」 第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内に住宅を所有又は占有 している者については、入居資格のうち住宅困窮要件を具備するものと みなすことができる規定を追加します。
- (5)「犯罪被害者等基本法」第2条第2項に規定する犯罪被害者等について は、県営住宅に優先的に入居することができる者に追加します。

3 条例の施行期日

平成28年4月1日

(上記(1)(2)にかかるものについては、平成28年6月1日)

第六号及び第七号)の条件を具備する者でなけれ	
号)第三十九条に規定する居住制限者にあっては	
復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五	
十四号)第二十一条に規定する被災者等及び福島	
で、被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第	-
人等」という。)にあっては第二号から第七号ま	
者」という。)を除く。次条第二項において「老	
められる者(以下この条において「単身入居困難	
ことができず、又は受けることが困難であると認	
護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受ける	
体上又は精神上著しい障害があるために常時の介	
定を図る必要がある者として規則で定める者(身	
の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安	の各号の条件を具備する者でなければならない。
次第六条 県営住宅に入居することができる者は、次	第六条 県営住宅に入居することができる者は、次
(入居の資格)	(入居の資格)
現	改正案
宗表	○三重県営住宅条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(略)

れにも該当しないこと。 その者及び同居しようとする親族が次のいず

님 行った日の翌日から二年を経過していないこ までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを 条例 よる明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限 する期限又は同条例第二十八条第一項の規定に 平成二十八年四月一日以後に受けた場合であっ する場合を除く。)又は三重県特定公共賃貸住宅 ハ条第一項の規定による住宅の明渡しの請求を 第三十九条第一項(同項第七号の規定に該当 第三十九条第二項の規定による知事が指定 (平成八年三重県条例第二十八号) 第二

미 渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかった 項の規定による明渡しの請求を受けたときの明 知事が指定する期限又は同条例第二十八条第 場合であって しの請求を平成二十八年四月一日以後に受けた 条例第二十八条第一項の規定による住宅の明渡 する場合を除く。)又は三重県特定公共賃貸住宅 第三十九条第一項(同項第七号の規定に該当 明渡しを行った日の翌日から四年を経 第三十九条第二項の規定による

(略)

ばならない。

_ 現に三重県内に住所又は勤務場所を有するこ

た者と同居していた者のうち当該住宅の明渡し のあった日の翌日から二年を経過していないこ に含まれる場合にあっては、 入居しようとする場合又は同居しようとする者 ものとみなされていた者を含む。) とき成年であった者(婚姻により成年に達した の原因となった行為をした者(当該行為をした イ又は口に掲げる住宅の明渡しの請求を受け 当該住宅の明渡し に限る。

明渡しを行った日の翌日から二年を経過してい 限までに当該住宅を明け渡さなかったときは 成二十八年四月一日以後に受けた場合であっ して同項の規定による住宅の明渡しの請求を平 第三十九条第一項第七号の規定に該当すると 同条第二項の規定による知事が指定する期

いこと。 その者が次に掲げる者のいずれにも該当しな

(略)

規則で定める者 りるものとする。 前項第二号から第七号までの条件を具備すれば足 第二項において いて とが困難であると認められる者(以下この条にお おいてこれを受けることができず、 あるために常時の介護を必要とし の他の特に居住の安定を図る必要がある者として 前項の規定にかかわらず 「単身入居困難者」という。 (身体上又は精神上著しい障害が 老人 を除く かつ、 又は受けるこ 身体障害者そ 居宅に 次条

3| 4| (略)

(入居者資格の特例)

第七条 (略)

(略)

条第 備する者とみなす。 第三十九条に規定する居住制限者にあっては 四号)第二十一条に規定する被災者等及び福島復 興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号) 被災市街地復興特別措置法 一項第一号から第五号までに掲げる条件を具 (平成七年法律第十

(入居者資格の特例

2| • 3|

(略)

第七条 (略)

(略)

 \equiv 次に掲げる者のい ずれにも該当しないこと。

四~七 (略)

4

東京電力原子力事故により被災した子どもをは

5 第六号に掲げる条件を具備する者とみなすことが 第九条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域内 年三月十 規定する支援対象地域に存する住宅に平成二十三 者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律 じめとする住民等の生活を守り支えるための被災 できる。 の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) に住宅を所有又は占有している者を (平成二十四年法律第四十八号) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 項第一号に掲げる条件を

具備する者とみなす 一日において居住していた者は、 第八条第一項に 前条第一項 前条第

(入居者の決定等)

第九条 (略)

(略)

3 た県営住宅に優先的に選考して入居の決定をする は、前二項の規定にかかわらず、 ことができる。 に入居することを必要としているものについて 各号のいずれかに該当する者で速やかに県営住宅 知事は、令第七条各号に掲げる者のうち、 知事が割当をし 次 の 3

(略)

犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第百六 一号)第二条第二項に規定する犯罪被害者等

五 (略)

4 6 (略)

(入居者の決定等)

第九条 (略)

(略)

た県営住宅に優先的に選考して入居の決定をする 各号のいずれかに該当する者で速やかに県営住宅 ことができる。 は、前二項の規定にかかわらず、 に入居することを必要としているものについて 知事は、 令第七条各号に掲げる者のうち、 知事が割当をし 次の

(略)

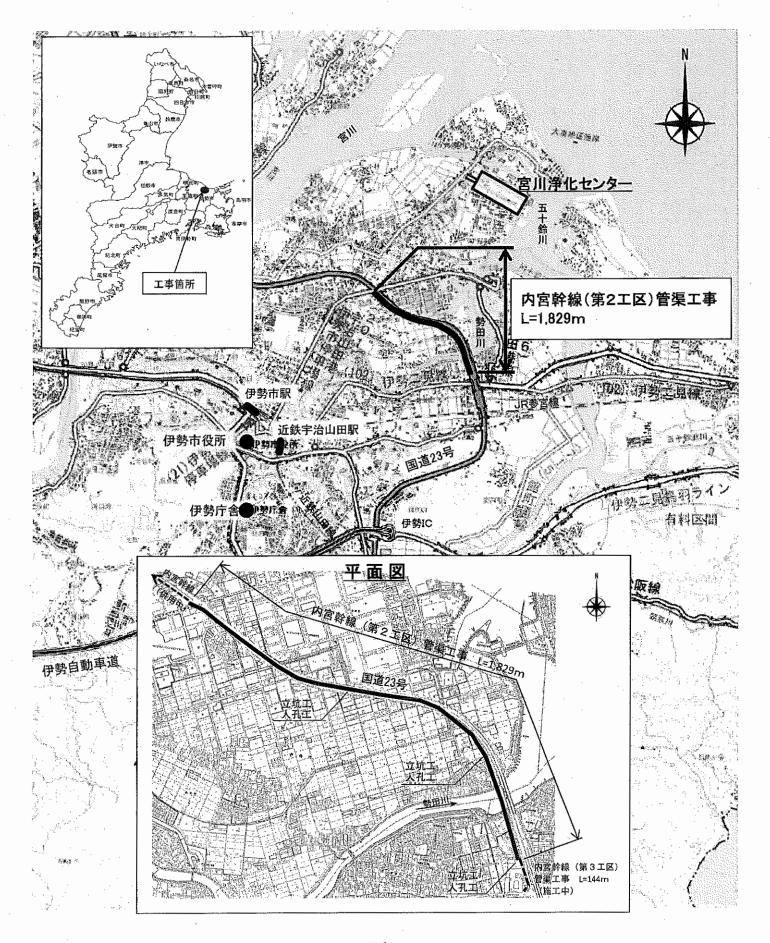
四

4 6 略)

議案番号 第61号 エ 事 請 負 契 約 に つ い て						
工事名	事 名 宮川流域下水道(宮川処理区)内宮幹線(第2工区)管渠工事					
施工場所	伊勢市小木町地内~通	伊勢市小木町地内~通町地内				
契約金額	1, 590, 375, 600円(消	1, 590, 375, 600円 (消費税等含む)				
請 負 者住所氏名	津市栄町1丁目864 前田・山野・西山特定建設工事共同企業体 代表者 前田建設工業株式会社 三重営業所 所長 水野 裕史					
契約工期	議決日より1095日間					
工事内容 施工延長 L=1,829m シールドエ L=1,822m (セグメント外径 1,800 mm) (仕上がり内径 800mm) 立坑工 3箇所 人孔工 3基			. f	生同企業体構成員 伊勢市浦口4-1-11 株式会社山野建設 代表取締役 山野 稔 伊勢市宮後2-12-34 株式会社西山組 代表取締役 西山 正照		
契 約 方 法 一般競争入札(総合評価方式)						
年月日	平成27年12月15日	評価値	í 0.	0.89367 (最高値 0.89367 最低値 0.84329)		
札業者数	7	価 7	各	最低 1,590,375,600 円 (消費税等含む) 1,472,570,000 円 (消費税等抜き) 最高 1,598,076,000 円 (消費税等含む)		
状		_		1,479,700,000 円 (消費税等抜き)		
回数	1		定各	•		

【議案第61号】

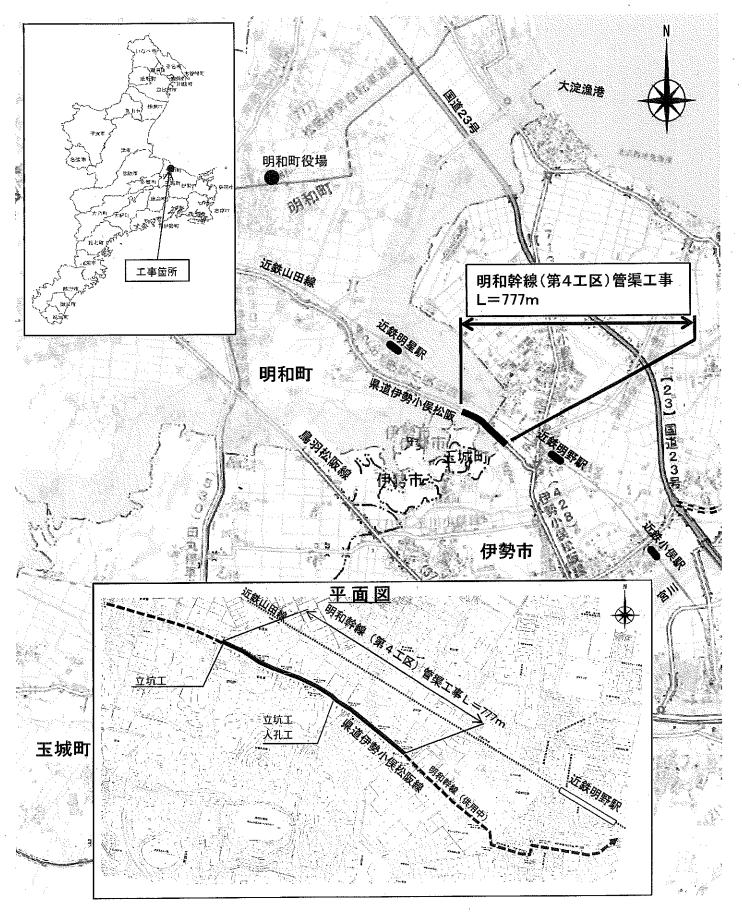
位 置 図



議第	議案番号 第62号 エ 事 請 負 契 約 に つ い て						
エ	工 事 名 宮川流域下水道(宮川処理区)明和幹線(第4工区)管渠工事						
施	工場所	伊勢市小俣町明野地内]~多気	郡明	和町大	字新茶屋地内	
契約	約金額	525, 787, 200円 (消費	525, 787, 200円 (消費税等含む)				
	負 者 所氏名	森・西邦特定建設工事共同企業体					
契約	的工期	議決日より605日間					
工事	工事内容 共同企業体構成員 施工延長 L=777m 伊勢市下野町600-13 推進工(Φ900 mm) L=765m 株式会社西邦建設 立坑工 2 箇所 代表取締役 西口 竜矢 人孔工 1基						
契約	的方法	一般競争入札(総合評	価方式	<u> </u>			
	年月日	平成27年12月21日	評価	i値 2	. 44433	(最高値 2.44433 最低値 2.36526)	
入					最低	525,787,200 円 (消費税等含む) 486,840,000 円 (消費税等抜き)	
札状	業者数	4	価格		最高	541,080,000 円 (消費税等含む) 501,000,000 円 (消費税等抜き)	
況	回数		予 価	定 格		601,675,560 円(消費税等含む) 557,107,000 円(消費税等抜き)	

【議案第62号】

位 置 図



議案番号第	63号 工事請負契約の変更について					
工事名	工 事 名 一般県道湯の山温泉線湯の山大橋(仮称)下部工工事(P1・P2橋脚工)					
施工場所	施 工 場 所 三重郡菰野町大字菰野地内					
契約金額	金 額 変更前 973,080,000 円 (消費税等含む) 変更後 959,038,920 円 (消費税等含む)					
請 負 者住所氏名	桑名市長島町浦安131番地9 竹中土木・院南組特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社竹中土木 三重営業所 所長 谷 一暁					
契約工期	平成26年10月17日 ~ 平成28年5月8日					

工事内容

橋長

L=269m

幅員

₩=5.5 (9.0) m

P1橋脚工 (H=55.5m)

橋脚躯体工 N=1基 (H=51.25m V=1,905m³)

橋脚基礎 (深礎) 工 N=1基 (φ=13.0m H=19.0m)

P2橋脚工(H=41.5m)

橋脚躯体工 N=1基 (H=37.25m V=1,360m3)

橋脚基礎 (深礎) エ N=1基 (φ=13.0m H=22.0m)

変更理由

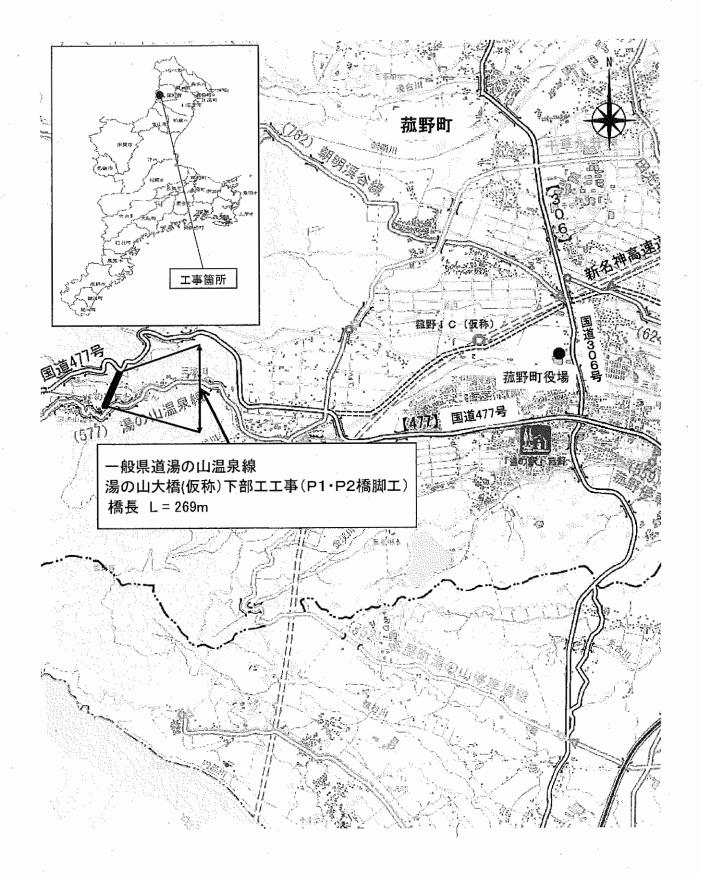
掘削により発生した残土について、近隣 地での処分が可能となったこと等により、 減額を行うものである。

契約方法

随意契約

【議案第63号】

位 置 図



一般県道湯の山温泉線湯の山大橋(仮称)下部工工事(P1・P2橋脚工) 概要







橋脚工 (P2)

③ P1橋脚施工中



橋脚工 (P1)

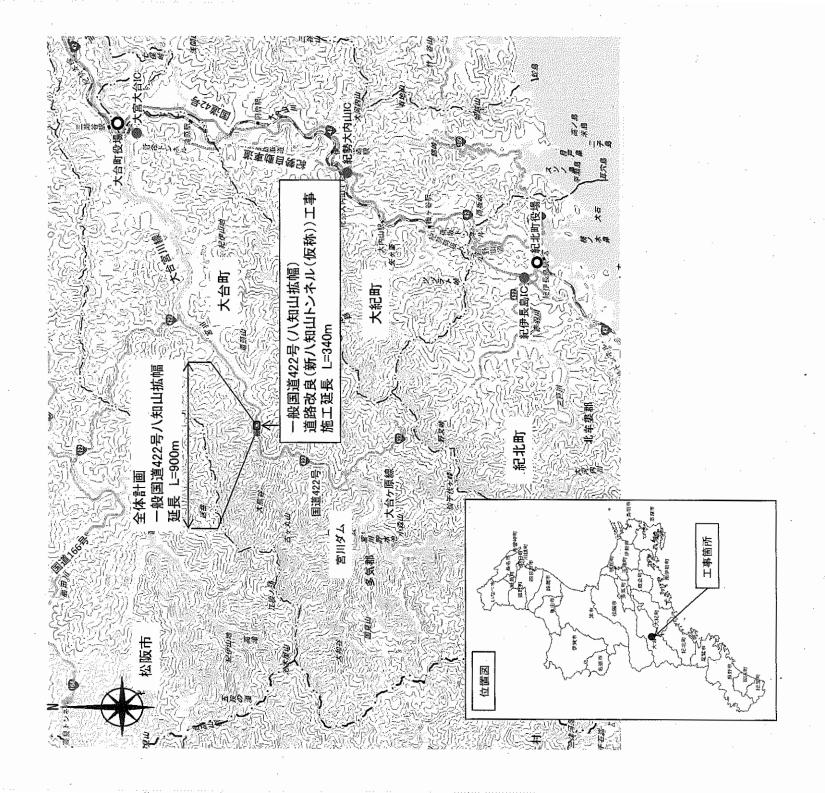
④ 残土運搬先位置図



議案番号 第	64号 工事請負契	約の変更について
工事名	一般国道422号(八知山拡幅)	道路改良(新八知山トンネル(仮称))工事
施工場所	多気郡大台町滝谷地内	
契約金額	変更前 820,800,000円(消 変更後 889,043,040円(消	
	多気郡大台町岩井635番地1	
請負者	西・石正特定建設工事共同]企業体
住所氏名	代表者 株式会社西紅	
	代表取締役 西	道嗣
契約工期	平成 26 年 12 月 19 日~平成 28	年 10 月 31 日
幅員 トンネル 内空断面 掘削工		変更理由 施工場所の岩質が、当初の想定より、亀裂が 入りやすく崩れやすいものであったため、より 強固なトンネル構造に変更したこと等による増 額を行うものである。
契約方法	随意契約	

【議案第64号】

位置図

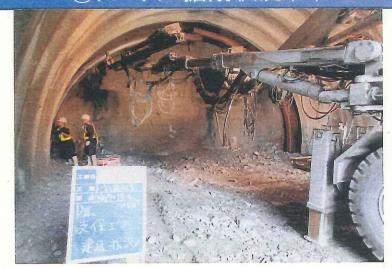


①トンネル掘削状況(1)



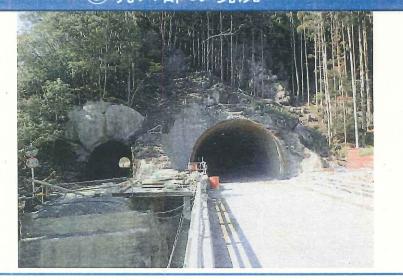
切羽(きりは)の状況

②トンネル掘削状況(2)

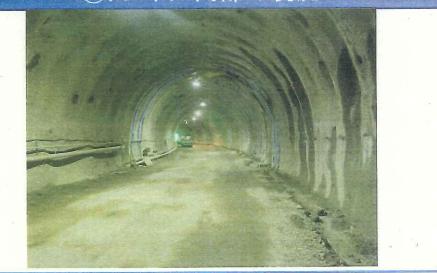


トンネル支保工(建込状況)

③坑口部の現況



④トンネル内部の現況



9

「『みえ県民カビジョン・第二次行動計画』(仮称)最終案に対する意見」への回答

<県土整備部分抜粋>

防災県土整備企業常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
113	治山・治水・海岸保全 の推進	県土整備部	のうえ連携し検討いただきたい。	土砂の発生抑制については、関係部局と情報 交換を行い、問題意識の共有を図っているとこ ろです。 今後は、土砂発生を抑制する有効な方策につ いて、積極的に関係部局と意見交換を行い、土 砂の発生抑制に向けた取組を促進していきま す。

みえ県民力ビジョン・第二次行動計画

《案》

県土整備部主担当分抜粋

(施策)

施策113 治山・治水・海岸保全の推進

施策351 道路網・港湾整備の推進

施策353 安全で快適な住まいまちづくり

(行政運営の取組)

行政運営7 公共事業推進の支援



県民の皆さんとめざす姿

洪水、土砂災害、高潮、地震、津波等からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情を ふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する 取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

現状と課題

- 頻発・激甚化する水害・土砂災害から、県民の皆さんの生命と財産を守るため、洪水・高潮・土砂災害対策として、河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の整備を着実に進めています。防災・減災対策として施設整備の必要性は依然として高く、施設整備の推進が求められています。
- 南海トラフ地震の発生が懸念されている中、大規模地震発生後の津波・高潮等による浸水被害を軽減するため、海抜ゼロメートル地帯などにおける河川・海岸堤防や河口部の大型水門、ダム等の耐震対策ならびに脆弱箇所の補強対策を進めています。引き続き、河川管理施設や海岸保全施設等の機能の確保と強化が求められています。
- 防災・減災対策の推進にあたり、ハード対策だけでなくソフト対策として、市町が洪水ハザードマップを作成するために必要な河川の浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域等の指定などを進めています。平成27(2015)年の水防法改正により、想定し得る最大規模の降雨を前提とした河川の浸水想定区域図の作成が37河川で求められています。また、土砂災害に対する警戒避難体制強化を支援するため、土砂災害危険箇所(16,208 か所)における早期の基礎調査完了と土砂災害警戒区域等の指定が求められています。
- 堆積土砂により低下している河川の流下能力を回復するため、堆積土砂撤去を進めています。また、 老朽化が進んでいる河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の機能を確保するため、修繕・更新を実 施しています。引き続き、適切な維持管理と施設の老朽化対策が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんの安全で安心な暮らしを確保するため、頻発・激甚化する水害・土砂災害や、発生が 懸念されている南海トラフ地震に対する備えとして、施設整備を推進するとともに老朽化した施設の 適切な維持管理や警戒避難体制整備を支援する取組等、ハード・ソフト両面での取組を進め、「三重 県国土強靱化地域計画」に基づき地域の強じん化を図ります。

また、県民の参画を得ながら、施設を適切に維持管理していきます。

取組方向

- 県民の皆さんの生命と財産を守る河川・海岸堤防や治山・土砂災害防止施設の整備については、 緊急度が高いものに重点化を図り、早期の効果発現をめざします。
- 切迫する大規模地震や津波による被害を軽減するため、河川・海岸堤防や大型水門・排水機場、 ダム等の補強や耐震対策を進めます。なお、海岸堤防における津波対策として、これまで進めて きた整備に加え、粘り強い構造とする対策を取り入れます。
- 自然災害から県民の皆さんの生命を守ることを最優先とし、的確な避難に資するソフト対策として、想定し得る最大規模の降雨を前提とした河川の浸水想定区域図の作成や、土砂災害危険箇所における基礎調査を進め、土砂災害警戒区域等の指定に取り組みます。
- 市町からニーズの高い河川堆積土砂の撤去については、関係市町と撤去箇所の情報を共有しながら、推進します。また、これまで整備してきた施設の機能を確保するとともに延命化を図るため、適切な維持管理や老朽化対策を実施します。

平成 31 年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るための施設整備や、施設の適切な維持管理が行われ、 自然災害への対策が講じられている人家数が増加しています。また、河川の浸水想定区域図の作成や土 砂災害警戒区域等の指定などの取組が進み、県民の皆さんの主体的な警戒避難への支援が行われていま す。

王柱丛拱局 共士登後部

果 民 指標		-	
目標項目	現状値	目標值	目標項目の説明
自然災害への対策が講じら れている人家数	236, 700 戸 (26 年度)	242, 300 戸	河川、砂防、海岸、治山事業により自然 災害から守られる人家数

主な取組内容		の活動指標	
(基本事業) 11301 洪水対策の推進 (主担当: 県土整備部河川課) 洪水、高潮等による災害から、県民の皆さんの	目標項目 浸水想定区域図作 成河川数	現状値	目標値 20 河川
生命・財産を守るため、河川堤防の整備、堆積土砂の撤去等と併せて、想定し得る最大規模の降雨を前提とした河川の浸水想定区域図の作成等に取り組みます。	〔目標項目の説明〕 浸水想定区域図を作成	した河川数	
11302 土砂災害対策の推進 (主担当:県土整備部防災砂防課) 土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害から、	基礎調査実施箇所 数	5, 770 か所 (26 年度)	16, 208 か所
県民の皆さんの生命・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備や土砂災害危険箇所における基礎調査を進め、土砂災害警戒区域等の指定に取り組みます。	〔目標項目の説明〕 土砂災害警戒区域等の 数	指定のための基礎	調査の実施箇所
11303 高潮・地震・津波対策の推進 (主担当:県土整備部港湾・海岸課) 高潮、地震、津波による災害から、県民の皆さ	堤防耐震化延長	33. 3km (26 年度)	35. 6km
んの生命、財産を守るため、高潮災害防止のため の海岸堤防の整備や、地震・津波対策としての堤 防耐震化、粘り強い構造とする施設整備に取り組 みます。	〔目標項目の説明〕 伊勢湾沿岸の耐震対策	を実施した海岸堤	防延長
11304 山地災害対策の推進 (主担当:農林水産部治山林道課) 山崩れや土石流等の山地災害から、県民の皆さ	山地災害危険地区 整備着手地区数	2, 029 地区 (26 年度)	2, 179 地区
んの生命・財産を守るため、治山施設の整備に取り組みます。	〔目標項目の説明〕 治山施設整備に着手し	た山地災害危険地	区数



県民の皆さんとめざす姿

中部圏と近畿圏を結ぶ高速道路ネットワークが形成されるなど、県民の皆さんの生活や地域の経済活動を支える道路網や港湾の整備が進み、安全・安心が高まるとともに、人と人、地域と地域が力強く結ばれ、県内外との交流・連携を広げています。

現状と課題

- 多くの幹線道路等が供用し、地域間の交流・連携が促進されるとともに、地域の安全・安心が高まるなどの整備効果があらわれてきていますが、バイパスの部分開通箇所における渋滞の発生、未だ残っているミッシングリンク、大規模自然災害の発生への懸念など多くの課題があります。このため、引き続き道路整備や新たな道路ネットワークの検討を進める必要があります。なお、整備にあたり、地域ニーズにきめ細かに応えるため、バイパス整備等の抜本的な整備に加え、待避所の設置など柔軟な対応を織り交ぜた整備を推進していく必要があります。さらに、平成33(2021)年の国体の本県開催に向け、県内外からの各競技会場への来場者の安全性、利便性の向上を図るための道路整備も必要です。また、伊勢志摩地域への誘客促進や活性化のため、伊勢ニ見鳥羽ラインの無料化前倒しおよび県営サンアリーナ前の仮設インターの常時開放に向けた取組を進める必要があります。
- 交通事故対策や交通弱者への対応を進めていますが、通学児童の安全確保等が全国的な課題となっている中、引き続き、道路利用者が安全・安心・快適に利用できるよう道路施設の機能向上を図る必要があります。また、今後、施設の高齢化が一層進展し、維持管理コストの増大が予想される中、さらなる効率的かつ効果的な修繕・更新が必要です。さらに、地域の安全・安心の観点から、引き続き、橋梁の耐震化や道路法面からの落石防止等の防災・減災対策が必要です。
- 県管理港湾について、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、老朽化した施設を補修するとともに、大規模地震時の緊急輸送を確保するため、臨港道路の橋梁の耐震対策を進めています。引き続き、老朽化した施設を早期に補修するとともに、大規模地震発生時の復旧・復興活動に重要な役割を担う耐震岸壁へのルートとなる緊急輸送道路の機能を確保するため、臨港道路橋梁の耐震対策を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんの安全・安心はもとより、大規模災害時においても地域の経済活動が維持できるよう、 道路網の整備や、道路・港湾が担うべき機能の確保・強化・充実に向けた取組を進め、「三重県国土強 靱化地域計画」に基づき地域の強じん化を図ります。なお、道路施設の機能向上にあたり、通学路の 交通安全対策について、PTAなど地域の皆さんと連携しながら進めます。

取組方向

- 県民の皆さんの生活や地域の経済活動を支えるとともに、大規模地震や激甚化する集中豪雨等の自然災害の脅威に対し地域の安全・安心を支える基盤として、また、平成 33(2021)年の国体の本県開催に向けて、高規格幹線道路、直轄国道の整備やこれらと一体となった県管理道路の整備を進め、道路ネットワークの形成を図ります。また、高規格幹線道路等における未事業化区間の早期事業化を国等に一層強く働きかけるとともに、新たな道路ネットワークの構築に向けた検討を推進します。県管理道路については、道路整備方針に基づき、抜本的な整備に加え、早期に効果が発現できる柔軟な対応を織り交ぜた整備を推進します。さらに、平成 29(2017)年4月1日に伊勢二見鳥羽ラインの無料化を前倒しするとともに、県営サンアリーナ前の仮設インターを常時開放するため、必要な手続きを関係機関と調整しながら進めます。
- 道路利用者が安全・安心・快適に利用できるよう道路施設の機能向上を図ります。また、道路施設が将来にわたって機能を十分発揮するよう、予防保全の考え方を取り入れ、トータルコストの縮減・平準化を図りながら、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルを確実に実施するなど、適切な維持管理を推進します。なお、メンテナンスサイクルの確実な実施にあたり、「維持管理の見える化」に取り組みます。さらに、既存施設の防災・減災対策を進めます。
- 県管理港湾について、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、施設の点検・補修を実施するとともに老朽化対策を進めます。また、大規模地震発生時に耐震岸壁へのルートとなる緊急輸送道路の機能を確保するため、臨港道路橋梁の耐震対策を進めます。

平成 31 年度末での到達目標

幹線道路やこれらにアクセスする道路等の整備を進めるとともに、道路・港湾施設の適切な維持管理 を推進することで、県民の皆さんの安全・安心が高まるとともに、地域間の交流・連携が進み、地域の 経済活動が活性化しています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県民生活の安全性・利便性の 向上や地域の経済活動等を 支援する道路の新規供用延 長	_	76. 8km	県内の高規格幹線道路、直轄国道や県管 理道路の新規に供用した延長

支援する道路の新規供用延 長	70. 51/11 単道路の新規に供用した延長
主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標 目標項目 現状値 目標値
35101 高規格幹線道路および直轄国道の整備促進 (主担当: 県土整備部道路企画課) 産業活動や観光交流に伴い増加する交通需要へ	高規格幹線道路お よび直轄国道の新 — 34.3km 規供用延長
の対応、交通渋滞の解消や、地域のさらなる安全・安心の向上、活性化をめざし、高規格幹線道路および直轄国道の整備促進を図るとともに、国・県・市町等が連携し、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進めます。	【目標項目の説明】 県内の高規格幹線道路および直轄国道の新規に供用した 延長
35102 県管理道路の整備推進 (主担当: 県土整備部道路建設課) 高規格幹線道路や直轄国道の整備効果を最大限	県管理道路の新規 供用延長 42.5km
に生かす道路ネットワークの形成や、地域ニーズ への的確な対応に向けて、早期に効果が発現でき る柔軟な対応を織り交ぜながら、計画的かつ効果 的・効率的な県管理道路の整備を推進します。	〔目標項目の説明〕 県管理道路の新規に供用した延長
35103 適切な道路の維持管理 (主担当:県土整備部道路管理課) 道路利用者が安全・安心・快適に利用できるよ	舗装の維持管理指 数 5.1 5.0以上 数 (26 年度)
う、舗装や橋梁等の道路施設について、予防保全 の考え方を取り入れながら、効果的・効率的な修 繕・更新を進めるなど、適切な維持管理を推進し ます。	【目標項目の説明】 県管理道路における舗装の状態を示す指数の平均値(5.0 以上が、安全性・快適性が確保される望ましい値)
35104 県管理港湾の機能充実 (主担当: 県土整備部港湾・海岸課) 利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、	県管理港湾におけ る岸壁の更新·大規 168m 240m 模修繕実施延長
施設の点検・補修を実施するとともに、岸壁の更新・大規模修繕等の老朽化対策を進めます。また、 大規模地震に備え、緊急輸送道路の機能を確保するため、臨港道路橋梁の耐震対策を進めます。	〔目標項目の説明〕 県管理港湾において、更新・大規模修繕を実施する岸壁 の延長



県民の皆さんとめざす姿

人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造の形成(コンパクトなまちづくり)が進むとともに、都市基盤の整備や、安全で快適な住まいづくりが行われるなど、県民の皆さんと共に、住まいやまちづくりのことを考え、地域の個性を生かした魅力あるまちで、誰もが安心して、快適に暮らしています。

現状と課題

- 人口減少・超高齢社会に対応した持続可能性が高い集約型都市構造の形成に向け、都市計画決定や 鉄道と道路の立体交差化等の都市基盤の整備を進めてきました。引き続き持続可能性の高い集約型 都市構造の実現とともに、発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害に対応したまちづくり に向け、都市計画の策定や都市基盤の整備が求められています。
- 耐久性・省エネ性等を備えた長期優良住宅の普及促進と認定を行うとともに、県営住宅の適切な維持管理を進めてきました。また、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者等の方々への支援の充実を図っています。引き続き、誰もが安全・安心で豊かな住生活を享受できるよう、将来にわたって住み続けることができる良質な住宅への転換や高齢者をはじめとする住宅の確保に特に配慮を要する方々への支援が求められています。
- 建築物の安全性確保に向け、建築主事を置く市と連携して、不特定多数の者が利用する既存建築物の維持保全適合率の向上に取り組みました。引き続き、建築基準法や都市計画法に基づく許認可や指導・助言を行うことにより、安全・安心な建築物の確保を図ることが求められています。
- 県や市が景観計画を策定するなど、良好な景観づくりに向けた取組を進めてきました。地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりを推進するため、引き続き、地域住民と行政の協働による修景整備や、市町が主体となった景観づくりへの取組、地域の景観特性に配慮した公共事業等の推進が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

誰もが安心して快適に暮らせるよう、都市における効果的な医療・福祉・子育て支援・商業等生活サービス提供のための都市機能の中心拠点への集約、持続的な生活サービスやコミュニティ確保のためのその周辺部等への居住の誘導を一体的に取り組み、市町や事業者等と共にコンパクトなまちづくりを進めます。また、頻発・激甚化する水害や土砂災害、発生が懸念される大規模地震等をふまえ、地域に即した大規模災害に強いまちづくりを進めます。

取組方向

- 人口減少・超高齢社会、地震・津波等大規模災害に対応したまちづくりの形成に向け、都市計画の策定の基本となる方針を定め、市町による立地適正化計画(居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的な計画)の策定等に対する支援を行います。また、都市交通の円滑化、都市災害の防止、都市景観の形成等に向け、街路の整備や電線類の地中化等を進めます。
- 将来世代にわたって住み続けることができる良質な住宅の普及促進や既存住宅ストックの活用促進等により、安全・安心な居住環境の構築に取り組みます。また、県営住宅の機能改善や長寿命化等による適切な維持管理を継続するとともに、予防保全の重要性等の県全体への波及を図ります。さらに、住宅の確保に特に配慮を要する方々の民間賃貸住宅への円滑な入居のための支援体制の整備等住宅セーフティネットの充実に努めます。
- 新築建築物等の完了検査の徹底など建築基準法の遵守を促し、適法な建築物の確保に努めるとともに、不特定多数の者が利用する既存建築物の適正な維持保全への指導・助言を行うことにより、 火災等に対する安全性確保に努めます。
- 県民の皆さんと行政がそれぞれの役割を理解して、協働による地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりを進めます。また、良好な景観づくりを進めるため、「三重県景観計画」に基づく建築物の規制誘導や地域が主体となる景観づくりへの市町支援を行うとともに、地域の景観特性に配慮した公共事業等を推進します。さらに、屋外広告物の適正な設置に取り組みます。

平成 31 年度末での到達目標

設置に向けて取り組みます。

これまで進めてきた安全で快適な都市環境を形成するための基盤整備、地域の個性を生かした景観形成、安全・安心で豊かな住環境の整備、建築物の安全性確保の取組に加え、立地適正化計画の策定やその計画に位置づけられた事業の実施など集約型都市構造の形成につながる取組が進むことにより、誰もが魅力を感じ、安全で快適な住まいまちづくりが進んでいます。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
生活サービス施設が身近に 存在するまちづくりを推進 する事業に着手した数(累 計)	_	3件	住宅および都市機能増進施設(医療施設、 商業施設等)の立地の適正化を図るため の計画(立地適正化計画)に位置づけら れた、誘導する施設の整備やその周辺の 基盤整備等に着手した件数

存在するまちづくりを推進 する事業に着手した数(累 計)	3件	の計画れた、記	受等)の立地の週 (立地適正化計画) 秀導する施設の整 情等に着手した件数)に位置づけら 備やその周辺の
主な取組内容	県の活動指標			
(基本事業)	目標項		現状値	目標値
35301 安全で快適なまちづくりの推進 (主担当: 県土整備部都市政策課) 集約型都市構造の形成に向け、都市計画の策定 の基本となる方針を定めます。また、街路の整備	緊急輸送道 っている街 電柱化され 数(累計)	路で無	12 か所	15 か所
や電線類の地中化等による都市基盤整備を実施します。		緊急輸送	道路となっている 柱を無くすことが	
35302 安全で快適な住まいづくりの推進 (主担当:県土整備部住宅課) 長期優良住宅の普及啓発とともに、既存住宅の	県営および 住宅の長寿 事達成割合		17.9% (26 年度)	100%
ストックの活用を促進します。また、県および市町の公営住宅の安全性を確保し適正な維持管理を行うとともに、予防保全の重要性等の県全体への波及を図ります。さらに、住宅の確保に特に配慮を要する方々への支援体制の充実を図ります。		が策定す	る「公営住宅等長 営住宅の長寿命化	
35303 適法な建築物の確保 (主担当:県土整備部建築開発課) 不特定多数の者が利用する既存建築物を対象と	防火設備等 に維持保全 いる建築物の	されて	62.8% (26 年度)	82. 8%
した維持保全の適合状況を把握するための定期報告の審査や防災査察等を実施します。また、新築等の建築物に対する中間検査および完了検査の検査率向上に取り組むとともに違反建築物に対する是正指導を実施します。		者が利用対して防	目する大規模な既 火設備や避難施設 の割合	
35304 参画と協働による景観まちづくりの 推進 (主担当:県土整備部景観まちづくり課) 地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまち づくりを進めるため、住民との協働による修景整	市町、県が制景観計画等および市町広告物の権を行った件計)	の件数 に屋外 限移譲	15 件	18 件
備や景観に配慮した建築物への誘導、景観行政団体に向けた市町支援、景観に配慮した公共事業等の推進、県民への普及啓発、適正な屋外広告物の	〔目標項目の 地域の個性豊	かで魅力	ある景観を生かしの件数および屋外	

導権限を市町に移譲した件数



めざす姿

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正かつ着実に実施することにより、 県民の皆さんの公共事業への信頼感が向上していることをめざします。

現状と課題

- 公共事業評価については、「三重県公共事業評価審査委員会」における審査等により公共事業の適正 化に取り組んできました。今後も公共事業を取り巻く環境の変化等に対応した評価の内容の見直し や、電子調達システム等のCALS/EC(公共事業の情報化)の適正な運用に努め、公共事業の 適正な執行に努める必要があります。
- 入札契約制度については、「三重県入札等監視委員会」の審査結果をふまえ、制度の改善、適正な運用に取り組んできました。引き続き、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した制度の改善等に取り組む必要があります。
- 平成 26(2014) 年 6 月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という。)が改正され、発注者の責務として「担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定」等が明記されました。今後、担い手不足や若年入職者の減少等の現状をふまえ、入札契約制度の見直し等、公共事業の実施プロセスの改善を進めていく必要があります。
- 公共事業の実施にあたっては、公正性・透明性の確保、事業の適正かつ着実な実施に努め取り組んできました。引き続き、公共事業を適正かつ着実に実施し、県民の皆さんに公共事業の成果を早期かつ適切な時期に届ける必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

大規模自然災害等から県民の皆さんの命や暮らしを守るため、道路や堤防の整備等、公共事業を適正かつ着実に推進していくことが必要です。

このため、公共事業の適正な評価や入札契約制度の改善、適正な運用等、公共事業の推進を支援する取組を進めます。

取組方向

- ■「三重県公共事業評価審査委員会」の調査審査等による確認を受けるなど、公共事業を取り巻く環境等の変化に対応した公共事業の適正な評価に取り組むとともに、電子調達システムをはじめとするCALS/EC(公共事業の情報化)の適正な運用に取り組みます。
- 「三重県入札等監視委員会」の調査審議等による確認を受けながら、公共工事の公正性・透明性 を確保しつつ、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した入札契約制度の改善、適正な運用に取 り組みます。
- 平成 26(2014)年に改正された品確法の趣旨をふまえて、中長期的な担い手の育成・確保ができるような制度の見直し等実施プロセスの適正な運用と見直しに取り組みます。
- 県民の皆さんに公共事業の成果を早期かつ適切な時期に届けることができるよう、公共事業の早期発注に努めます。

平成 31 年度末での到達目標

公共事業の再評価、事後評価制度および入札契約制度を適正に運用することで、公共事業の公正性・ 透明性が確保され、早期かつ適切な時期に県民の皆さんに公共事業の成果が届いています。

県民指標			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
公共事業予算上半期発注率	60. 1%	65. 0%	公共事業の成果の早期発現に向けた県土 整備部所管の公共事業予算における上半 期での発注額の割合

公共事業予算上半期発注率	60. 1%	65. 0%		所管の公共事業予 発注額の割合	算における上半
主な取組内容 (基本事業)	目標項		の活動指標 現状値	目標値	
40701 公共事業の適正な執行 (主担当:県土整備部 事業の適正な実施に向けて、「ヨ	三重県公共価審査委員	事業評 会の審	100% (26 年度)	100%	
価審査委員会」の調査審査等によ 取り巻く環境等の変化に対応したいます。また、電子調達システム CALS/EC(公共事業の情報 用に努めます。	【目標項目の説明】 公共事業評価制度において、外部委員で構成される「三 重県公共事業評価審査委員会」で当該年度に審査を受け 適正とされた割合				
40702 公共事業を推進するたり り (主担当:県土整備部 実施プロセスの公正性・透明性	公共事業運営課)	三重県入札 委員会によ 審議結果に 改善率	る調査	100% (26 年度)	100%
美施プロセスの公正性・透明性の確保に同じて、 「三重県入札等監視委員会」の調査審議等により、 入札契約制度の改善と適正な運用に取り組みます。		れる「三重県 の調査審議の	約の適正 入札等監 結果、改	化を図るために外 視委員会」による 善事項があると意 制度を改善した割	入札および契約 見がなされた際、

1. 施策の数値目標

各施策に設定した、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標である「県民指標」と、県が取り組んだことの効果がわかる指標である「県の活動指標」の一覧です。

守る ~命と暮らしの安全・安心を実感できるために~

施策 基本 事業 番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
113	県民指標	自然災害への 対策が講じら れている人家 数	を守るために、河川、砂 防、海岸保全、治山施設の	過去の実績と今後の事業費の見通しを勘案して、平成31年度末までに5,600戸増加することをめざして目標値を設定しました。	236, 700戸 (26年度)	242, 300戸
11301		浸水想定区域 図作成河川数	ため、市町が洪水ハザードマップを作成するために必要な、河川の浸水想定区域図を作成した河川数であり、洪水対策として県が取り組んだ効果を示すことか	水位周知河川に指定している37河川について、想定している37河川について、想定し場合を開始の降雨を前提とした浸水想定区域図計画で作成する計画でに変えが、1年度水想定区域をというでは、10万米地ではでのではではできると、10万米地ではではではではでは、10万米地ではではできる。	_	20河川
11302	活動指標	基礎調査実施箇所数	ため、警戒避難体制整備に 係る基礎調査を実施した数 であり、土砂災害対策とし	土砂災害危険箇所(16,208 か所)における土砂災害警 戒区域等の指定のための基 礎調査について、平成31年 度完了をめざして目標値を 設定しました。	5, 770 か所 (26年度)	16, 208 か所
11303	活動指標	堤防耐震化延 長	を守るため、海岸堤防の耐震対策を実施した延長であり、高潮・地震・津波対策として県が取り組んだ効果	高潮・地震・津波からの被害軽減を図るため、過去の実績と今後の事業費の見随しを勘案して、海岸堤防の耐震化延長を平成31年度末までに2.3km延伸することをめざして目標値を設定しました。	33.3km (26年度)	35. 6km
11304	活動指標	山地災害危険 地区整備着手 地区数	を守るため、施設整備を行い山地災害を未然に防止を 図った危険地区数であり、 山地災害対策として県が取り組んだ効果を示すことか	山地災害を未然に防止する ため、過去の実績と今後の 事業費の見通しを勘案し て、治山施設整備に着手し た山地災害危険地区数を平 成31年度末までに150か所増 加させることをめざして目 標値を設定しました。	2, 029地区 (26年度)	2, 179地区

Ⅲ 拓く ~強みを生かした経済の躍動を実感できるために~

施策本業番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
351	県民指標	県民生活の安 全性・利便性 の向上や地域 の経済活動等 を支援する道 路の新規供用 延長	に対し、県内外との交流・ 連携に資する道路整備、大 規模地震発生への備えや柔	県民生活の安全性・利便性の向上および平成33年の国体開催に向けた道路ネットワークの形成をめざし、今後の事業の見通しを勘案し、平成31年度までに76.8km新規供用することを目標値として設定しました。	- -	76. 8km
35101		高規格幹線道 路および直轄 国道の新規供 用延長	産業活動や観光交流に伴い 増加する交通需要への対 応、交通渋滞の解消や、地 域のさらなる安全・安心の 向上、活性化をめざし、 規格幹線道路および直轄 道の整備促進を図る必要が あることから選定しまし た。	公表された県内の高規格幹 線道路および直轄国道の供 用予定年度を勘案し、平成 31年度までに34.3kmを新規 供用することを目標値とし て設定しました。	- -	34.3km
35102	活動指標	県管理道路の 新規供用延長	をめざすとともに、県民 ニーズへの的確な対応を図 るため、早期に効果が発現	よび平成33年の国体開催に向けた道路ネットワークの形成をめざし、今後の事業の見通しを勘案し、平成31年度までに42.5kmを新規供用することを目標値として	_	42. 5km
35103		舗装の維持管 理指数	舗装の維持管理指数を一定 以上に保つことは道路の安 全性・快適性確保のために 欠かすことができないこと から選定しました。	安全性・快適性が確保される望ましい管理指数が5.0以上であることから、目標値として設定しました。	5. 1 (26年度)	5. 0以上
35104	番	県管理港湾に おける岸壁の 更新・大規模 修繕実施延長	県管理港湾における岸壁の 利便性を確保し、県民の生 活や経済活動を支えるた め、更新・大規模修繕を行 い、施設の長寿命化を図る 必要があることから選定し ました。	県管理港湾における岸壁に ついて、更新・大規模修繕 が必要な施設を今後おおむ 10年間で実施していく計 画のもと、今後の事業の見 通しを勘案し、平成31年度 までに240mを整備すること を目標値として設定しまし た。	168m	240m

施策本業署	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
353	県民指標	生活が身まれている。生活がするとはできまれている。生活がするを推着できまれている。またいまたがある。というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	住宅および都で、 等)の立地の適正化を図る ための計画では、 を図るを図るには、 を図るでは、 を図るでは、 を図るには、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	市町による立地適正化計画 に位置づけられる事業につ いて、今後の進捗の見込み を勘案して目標値を設定し ました。		3件
35301	活動指標	緊急輸送道路 となっている 街路で無電柱 化された箇所 数(累計)	緊急輸送道路となっている 街路の無電柱化は、当該緊 急輸送道路の被災後の機能 確保等に資する事業であ り、県民の皆さんの安全・ 安心につながることから選 定しました。	無電柱化推進計画に位置づけられた5か所の街路のうち、防災拠点である市本庁舎周辺の緊急輸送道路3か所を、平成31年度までに無電柱化することをめざして目標値を設定しました。	12か所	15か所
35302	捕	県営および市 町営住宅の長 寿命化工事達 成割合	既存住宅ストックの活用に向け、予防保全の観点から、県および市町の公営住宅の長寿命化を進め、さらに県全体に波及させる必要があることから選定しました。	県および市町が策定する 「公営住宅等長寿命化計 画」に基づく改修計画の達 成をめざして目標値を設定 しました。	17.9% (26年度)	100%
35303	打日	防火設備等が 適正に維持保 全されている 建築物の割合	規模な既存建築物におい て、防火設備等の維持保全	安全・安心な建築物の確保 をねらいとして、過去の推 移も勘案し、毎年4%の上 昇をめざして目標値を設定 しました。	62.8% (26年度)	82. 8%
35304	動指	市町、原が制計画等が制計画等が市町との件がでは、まままでの中町にの体がでは、まままでは、ままままでは、ままままままままままままままままままままままま			15件	18件

2. 行政運営の取組の数値目標

各行政運営の取組に設定した、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標である「県民指標」と、県が取り組んだことの効果がわかる指標である「県の活動指標」の一覧です。

行政運営 ~施策の推進を支えるために~

施基基業番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
行政 運営 7	県民目標	公共事業予算 上半期発注率	県民の皆さんに対して早期 かつ適切な時期に公共事業 の成果を届けるため、発注 の進捗を示す「公共事業予 算上半期発注率」を、公共 事業の推進に係る指標とし て選定しました。	県民の皆さんに早期かつ適 切な時期に公共事業の成果 を届けるため、これまでの 上半期発注率を勘案して設 定しました。	60.1%	65. 0%
40701	活動目標	三重県公共事 業評価審査委 員会の審査に おける適正率	公共事業再評価および事後 評価において、公共事業が 適正に実施されているかを 客観的に評価できる指標と して選定しました。	当該年度の公共事業再評価 および事後評価において、 全ての事業が適正とされる ことを目標として100%に 設定しました。	100% (26年度)	100%
40702		三重県入札等 監視委員会に よる調査審議 結果に基づく 改善率	入札契約制度の公正性・透明性の確保に向けた取組が客観的に評価できる指標として選定しました。	入札および契約の調査審議で改善事項の意見があった際、これらが全て入札契約制度に反映されることを目標として100%に設定しました。	100% (26年度)	100%

採択された請願、陳情の処理状況

採択された 定例会の別	受理番号	件	名	処理の経過及び結果
平成24年第2回定例会	請願 第30号		の海と川」を守る 域における採石、 ついて	採石法や都市計画法においては、関係漁業団体の同意を求める規定はありませんが、関係漁業団体との合意形成に努力するよう事業者に働きかけるとともに、開発許可権限を有する市には、県と同様の取組を依頼しました。
				引き続き、本請願の趣旨に基づき、事業者に働きかけていきます。
		-		

平成26年度包括外部監査結果に対する対応結果 及び平成27年度包括外部監査結果に対する対応方針

I 平成26年度包括外部監査結果に対する対応結果

1 平成26年度包括外部監査のテーマ

外部委託に関する事務の執行について

2 県土整備部所管事業に関する監査報告数

区分	指摘	意見	合計
報告数	1	8	9

※指摘:法令や規則等に従い適切に処理されていないもの、

または著しく適切さを欠くと判断されるもの

意見:監査人としての意見を述べるもの

3 指摘の概要及び対応結果

① 予定価格について(43ページ1-①)

「 【指摘の概要】 平成 25 年度三重県

平成 25 年度三重県県土整備部事業新名神高速道路(四日市市伊坂町〜四日市市水沢町)等事業の施行に伴う用地事務委託の予定価格は、設計金額よりも高く設定されている。これは設計積算過程で複数の算出根拠を作成した結果、事務処理上の誤謬により、採用された設計金額とは異なる金額を予定価格としてしまったことが原因とのことであった。なお、契約金額は設計金額を下回っていた。

本業務委託契約の効力自体には影響を及ぼさないものの、今後このような人為的ミスを防止するためには、決裁を受けた積算を他と明確に峻別できるようにし誤りを防止する体制を構築することが必要である。

【対応結果】

決裁を受け決定した設計金額を基に予定価格を設定するよう、 注意喚起を行い、徹底しました。

Ⅱ 平成27年度包括外部監査結果に対する対応方針

1 平成27年度包括外部監査のテーマ

外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

2 県土整備部における監査対象団体及び監査報告数

団体名	指摘	意見	合計
三重県土地開発公社	3	9	1 2
三重県道路公社	6.	6	1 2
公益財団法人三重県下水道公社	6	1 2	1 8
合 計	1 5	2 7	4 2

3 指摘の概要及び対応方針

(1)三重県土地開発公社

① 固定資産の管理について(46ページ①)

【指摘の概要】 本来であれば事務所の一部を他の会社、公社に使用させた場合 は使用料を請求するのが一般的である。今後は適正な使用料の請 求をすべきである。

【対応方針】 一部を他の会社、公社に使用させた場合、適正な費用負担を算出し請求を行います。

② 予算の決裁権限者について(46ページ②)

【指摘の概要】 予算の流用について決裁権限者を明確にすることが必要である。 【対応方針】 予算の流用決裁権者を明確にするために「三重県土地開発公社 決裁規程」を改正します。

③ 用地管理システムに係るパスワードの管理について(46ページ③)

【指摘の概要】 業務システム及び端末利用時の Windows 認証にパスワードを設定し、情報の機密性を高めるべきである。また、パスワードには、情報セキュリティ対策基準にあるとおりの設定が適用される必要がある。

【対応方針】 用地管理システムログインパスワードを設定するとともに、情報セキュリティ対策基準に従い、定期的にパスワードを変更するようにしました。

(2) 三重県道路公社

予定価格の積算について(49ページ①)

【指摘の概要】 予定価格の説得性を確保するためには、他の道路公社の積算根拠を参考にする等、根拠を明確にすべきである。

【対応方針】 料金収受業務委託における設計の積算に用いる料金収受員の単価は、他の道路公社の料金収受員の単価を参考にする等、積算根拠を明確にします。

② 伊勢二見鳥羽有料道路橋梁耐震補強工事に係る積算業務及び監理業務委託(その2)の委託費について(50ページ②)

【指摘の概要】 上部工に関しては平成25年度から設計の変更はないため、少なくとも当該工事費の積算業務については効率化され経済的に実施できると考えられる。当該事情等を勘案した上で予定価格を積算すべきであり、当該予定価格に基づき契約を締結すべきである。

【対応方針】 同一構造物の積算業務を委託する場合、過去の積算業務により 効率化できる部分を考慮し、予定価格を設定します。

③ 予算の流用について (50ページ③)

【指摘の概要】 「三重県道路公社会計事務取扱細則」によれば、「予算を流用しようとする場合は、その科目の名称及び金額、流用しようとする事由等を記載した文書により理事長の承認を受けなければならない。」とされている。今後は流用の手続を行い適時に承認を受ける

べきである。

【対応方針】 予算の流用については、平成27年9月から適時に承認の手続きを受けるようにしました。

④ 会計システムに係るパスワードの管理について(50ページ④)

【指摘の概要】 会計システムについて、パスワードは職員の異動の都度変更する必要がある。

【対応方針】 会計システムのパスワードは、会計システム担当の職員の異動 にあわせて変更するようにしました。

⑤ 離職者・異動者の業務システムユーザー I D管理について(50ページ⑤)

【指摘の概要】 離職者・異動者等の不必要なIDを削除し、利用できないよう 管理する手続を策定し、実施する必要がある。

【対応方針】 離職や異動により不必要となった職員のIDは、削除しました。 今後も、離職者・異動者等の不必要なIDは、削除し、利用でき ないよう管理します。

⑥ 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について(51ページ⑥)

【指摘の概要】 個人所有の外部記録媒体の利用を制限し、組織全体で外部記録 媒体の一元管理を行う必要がある。また外部記録媒体の管理番号、 使用者及び貸出し状況等を記録簿に記載し、年度末に貸出した外 部記録媒体の棚卸しを実施する等外部記録媒体の使用状況管理、 持出し状況管理を実施する必要がある。

【対応方針】 外部記録媒体については、記録簿を作成のうえ、管理番号、使用者及び貸出状況を記録し、公社により一元管理します。

- (3) 公益財団法人三重県下水道公社
- ① 資金前渡金精算書による報告について(53ページ①)

【指摘の概要】 適切な上席者に対して資金前渡金精算書等による適時・適切な 報告が必要である。

【対応方針】 現金の管理が適切に行われたか確認するため、複数の職員が現金について確認した証拠書類等を毎月報告するよう義務付け、提出期限の厳守を周知徹底しました。

② 毒劇物報告書について(53ページ②)

【指摘の概要】 下水道公社で規定する劇物管理要領に基づき、毒劇物報告書を 所長へ提出することが必要であり、また所長としても重要書類の 作成及び提出状況について確実に把握することを徹底すべきであ る。

【対応方針】 劇物管理要領の規定について、適正に履行されるよう、下水道 公社内の水質担当者会議において周知徹底しました。

③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引について(53ページ③)

【指摘の概要】 リース契約1件当たりのリース料総額が300万円を超える所有 権移転外ファイナンス・リース取引が2件ある。貸借対照表上に リース資産及びリース債務を計上するとともに、リース期間にわ たって減価償却を行う必要がある。

【対応方針】

リース契約1件当たりのリース料総額が300万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引については、今後、貸借対照表上にリース資産及びリース債務を計上するとともに、当該取引の内容について注記を行います。

④ 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について (54ページ④)

【指摘の概要】 情報セキュリティに関する基本方針を定めることで組織として のセキュリティに対する取組を明文化し、全職員に周知し、組織 全体としてセキュリティ対策を実施する必要がある。

【対応方針】 情報資産の取り扱いと情報セキュリティ対策の基本的な考え方 及び方策を定めた「情報セキュリティに関する基本方針」を策定 し、セキュリティ事故や情報漏えい等を防止します。

⑤ 業務システムに係るパスワードの管理について (5.4 ページ⑤)

【指摘の概要】 会計システムに係るパスワードについて、さらに機密性を高める観点からパスワード設定は必須とし、設定したパスワードは定期的に変更する必要がある。また、サーバに係るパスワードについて、さらに機密性を高める観点からパスワード設定を行い、設定したパスワードについて定期的に変更する必要がある。

【対応方針】 会計システム、給与システムの適正な運用を図るため、両システムが導入されているサーバへ接続する段階及び各システムへ接続する段階にそれぞれパスワードを設定し、機密性を高めるため、これを定期的に変更することとします。

⑥ 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について(54ページ⑥)

【指摘の概要】 個人所有の外部記録媒体の利用を制限し、組織全体で外部記録 媒体の一元管理を行う必要がある。また外部記録媒体の管理番号、 使用者及び貸出し状況等を記録簿に記載し、年度末に貸出した外 部記録媒体の棚卸しを実施する等外部記録媒体の使用状況管理、 持出し状況管理を実施する必要がある。

【対応方針】 外部記録媒体については、記録簿を作成のうえ、管理番号、使用者及び貸出状況を記録し、公社により一元管理します。

※なお、今回の監査の結果、各団体とも情報セキュリティ等のIT管理に関する指摘・ 意見が多かったことから、県では外郭団体を対象とした研修会を開催し、各団体の IT管理に関する知識や技術の向上を図りました。

平成26年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
包括外部監査の指摘及び意見	region (filippe) (1995) No production (1995) (1995) (1995) (1995) (1995) (1995) (1995) No production (1995) (1995) (1995) (1995) (1995) (1995) (1995)	
【指摘:1件】		
1. 平成 25 年度三重県県土整備部事業新名神高速道路(四日市市伊坂町~四日市市水沢町)等	事業の施行に伴う用地事務委託	**************************************
① 予定価格について		
本業務委託の予定価格は、設計金額を積算し当該設計金額を斟酌し定められるべきものであり、設計金額は国土交通省及び県の算定根拠を利用し適切に算定されているが、採用された設計金額よりも予定価格が 1,556,090 円高く設定されている。これは設計積算過程で複数の算出根拠を作成した結果、事務処理上の誤謬により、採用された設計金額とは異なる金額を予定価格としてしまったことが原因とのことであった。なお、契約金額は設計金額を下回っていた。本業務委託契約の効力自体には影響を及ぼさないものの、今後このような人為的ミスを防止するためには、決裁を受けた積算を他と明確に峻別できるようにし誤りを防止する体制を構築することが必要である。	決裁を受け決定した設計金額を基に予定価格を 設定するよう、注意喚起を行い、徹底しました。	県土整備音 -
【意見:8件】		
2. 三重県公共工事設計積算システム機能改修業務(水道事業諸経費改定対応)		
① 履行確認について		
本委託業務の履行確認について、県の検査員は委託先の報告書による履行確認だけでなく、仕様書、成果品のとおりに実際に稼働するか動作確認を行っているが、動作確認を行った結果の記録のみで、何をどのように動作確認を行ったかの記録が残されていない。動作確認の記録は適切に履行確認を行ったことの根拠となるものであるため、具体的にどのような項目をどれだけ動作確認を行ったかを記録に残すべきである。	システム構築、改修の履行確認において、仕様書または改修指示書に基づいた操作ができるかを確認するとともに、確認を行った項目・内容の記録を残しています。	県土整備部
3. 三重県電子調達システム再構築・運用保守業務委託		
① RFI による予定価格の設定にかかる積算について		
本委託業務の仕様等を決定するにあたり、調達条件などを決定するために必要な情報の提供を依頼する RFI を公募により行った。RFI に応じ、入札に参加した A 社の入札額/RFI は47.4%と相当低く、RFI の金額と入札金額との間に著しいかい離があった。RFI により入手した見積書の金額と入札額が不一致となることは不自然ではないが、RFI の情報提供依頼の	今後、RFI の見積額と著しくかい離した場合は、 その差異が生じた原因を調査し、予定価格設定時の 資料にしていきます。	県土整備部

文書に「見積金額については、できるだけ精度を高くし、不足することがないようすること。」 とあり、RFIにより提出された見積書はある程度の精度があると考えられる。本委託業務の ようにRFIの見積金額と入札額が著しくかい離した場合は内容の検証が必要である。

そのため、差異が生じた原因を見積書や入札額の明細を入手・分析することや質問するこ と等により把握することで、今後の予定価格設定の参考とすることが望ましい。

履行確認について

本委託業務の履行確認について、県の検査員は委託先の報告書による履行確認だけでな く、予定したとおりに実際に稼働するか確認作業を行っているが、具体的に検査員が何をど のように検査をしてその結果どうだったかの記録が残されていない。動作確認の記録は適切 に履行確認を行ったことの根拠となるものであり、具体的にどのような項目についてどれく らい動作確認を行ったのか記録に残すべきである。

システム構築、改修の履行確認において、仕様書 または改修指示書に基づいた操作ができるかを確 認するとともに、確認を行った項目・内容の記録を 残しています。

県土整備部

ライフサイクルコストを考慮した業者選定について

本委託業務は公共事業電子調達システムと物件関係電子調達システムの2つのシステム を統合したうえで、三重県電子調達システムとして再構築するとともに、6年間の保守・運 用に係る業務を行うものである。県は本委託業務のようなシステム構築とその後の保守・運 用については、ライフサイクルコストを考慮して、おおむね一体として業者選定がなされて いる。今後も引き続きライフサイクルコストを考慮した業者選定を行われたい。

今後も引き続き、システム構築とその後の保守・ 運用を一体としてとらえ業者選定を行っていきま 県土整備部

4. 三重県公共工事進行管理システム機器調達・保守管理業務委託

① 契約の単位の区分について …

本委託業務は、旧公共工事進行管理システムの改良のうち、データベースソフト等のミド ルウェア、基本ソフト、機器等のハードウェアの更新とデータ移行後の保守管理業務につい て委託するものであり、一般競争入札により委託先を選定している。このうち、ミドルウェ アについては、旧公共工事進行管理システムのアプリケーションソフト改良とその保守及び データの移行作業を別に特命随意契約で行う富士通の製品がそのまま仕様となっている。

ミドルウェアについて富士通製品を指定することは、コスト面や富士通が構築したアプリ ケーションソフトを安定的に稼働させる観点からは適切であったと考えるが、一方、入札す る立場からは、他社製品を調達することは、調達ルートの確保、価格や保守サービスの面で 不利となり、競争性を阻害しうるものである。データベースソフト等のミドルウェアの更新 を一般競争入札に含めるのではなくシステム本体の移行、保守の随意契約に含めることが適 切であったと考える。一般に競争入札の範囲を拡大することは競争性が高まると考えられる が、本委託業務のように逆の結果となることも考えられる。今後は、競争性を十分考慮した うえで、随意契約と一般競争入札との区分を行うことが望ましい。

仕様の一部に特定の製品を指定したものが含まれ「県土整備部 る場合は、製品の市場性、競争性を十分考慮し、適 切な発注方法を検討・選択していきます。

5. 三重県公共工事設計積算システム第4期運用業務

① 運用保守の範囲について

本委託業務はシステム機器更新及び運用保守業務を委託するものであるが、仕様書に運用保守の範囲が記載されていたが、契約後、県と委託先が協議し詳細な運用保守の範囲をサービス仕様書兼プロジェクト計画書に定めていた。運用保守の範囲は、追加的なシステム改修や機器の故障等により生じる費用について、県と委託先の負担の範囲を明らかにするものであることから、このような両者の利益を調整する重要事項については、契約書ないし仕様書に明確に記載することが望まれる。

平成27年3月に契約した「三重県公共工事設計 積算システム再構築・運用保守業務委託」では、追 加的なシステム改修や機器の故障により生じる費 用の負担の範囲を仕様書に明記しました。 県土整備部

6. 東名阪自動車道及び伊勢自動車道と交差する県管理の高速道路跨道橋(大山田第2号橋 他14橋)に係る点検業務

① 協定書について

本点検業務は、三重県が管理する東名阪自動車道及び伊勢自動車道をまたぐ跨道橋について三重県と中日本高速道路株式会社との間で締結する協定に基づき、中日本高速道路株式会社が「三重県橋梁点検要領(案)」に従って点検を行うものである。協定の第6条では、点検業務の仕様及び施行基準は「甲(三重県)が特に指定しない限り乙(中日本高速道路株式会社)が定めたものを適用するものとする」こととされており、「三重県橋梁点検要領(案)」によることとは明示されていない。この点、協定先からの報告書上は上記要領に従って点検を行った旨が明示されており、実質的に問題はないとされているものの、協定において明示することが、締結時における三重県の要求を明らかにすることになるので、今後その旨反映させることが望まれる。

協定に基づき橋梁の点検を委託する場合は、協定 書の点検業務の仕様及び施行基準に「三重県橋梁点 検要領(案)」に従って点検を行うことを明示して いきます。

県土整備部

7. 紀勢本線六軒・松阪間 34km127m 付近で交差する都市計画道路 3·5·11 号松阪公園大口線大口こ道橋(仮称) 新設工事

① 予定価格の設定にかかる積算について

この工事は、鉄道と交差する道路の踏切を除去し鉄道直下に函体を設け道路とするものであり、列車の走行安全性確保や、万が一の事故が発生した場合に早急な対応等が必要なことから、工事内容及び費用について協議、把握した上、鉄道事業者を事業主体とする協定を締結している。

本協定の工事金額の予定価格は、工事の特殊性から協定先である東海旅客鉄道株式会社の 見積額を使用しているが、土木関係の工種については、県の歩掛及び県単価を用いて積算し、 東海旅客鉄道株式会社が提示する金額の妥当性を確認している。今後は、軌道、電路、通信 等鉄道関係の見積額についても、その妥当性を確認できるよう努められたい。

平成 27 年度協定の締結に際し、協定額について 鉄道事業者と詳細に協議し、積算根拠を確認しました。

今後も鉄道事業者への委託工事については、工事 の内容や費用等について、妥当性の確認に努めてい きます。

平成27年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
包括外部監査の指摘及び意見		
(1)三重県土地開発公社		zangggang tahar tekhir te
【指摘:3件】		
①固定資産の管理について		
土地開発公社の所有する建物(事務所)、備品を道路公社と住宅供給公社が使用している	(三重県土地開発公社)	三重県土地
が、そのうち備品とビルの管理費用については、一定の方法により費用を按分しそれぞれの	一部を他の会社、公社に使用させた場合、適正な	開発公社
公社が負担している。しかし、建物(事務所)そのものの使用料については特段、道路公社		100000
と住宅供給公社は費用を負担していない状況であった。		県土整備部
本来であれば事務所の一部を他の会社、公社に使用させた場合は使用料を請求するのが一		
般的である。今後は適正な使用料の請求をすべきである。		
」		<u></u>
予算の流用について「三重県土地開発公社会計規程」によれば、「支出の予定額は各項の	(三重県土地開発公社)	三重県土地
間において相互にこれを流用できるものとする。」とされているが、流用の決裁権限者が明	予算の流用決裁権者を明確にするために「三重県	開発公社
確にされていない。	土地開発公社決裁規程」を改正します。	
また、「三重県土地開発公社決裁規程」には理事長の決裁事項として「予算の調整及び決		県土整備部
算報告に関すること」が記載されているが、予算の流用について決裁権限者が明確にされて		
いない。決裁権限者を明確にすることが必要である。	·	
なお、軽微な流用について理事長の決裁とすることは実務上煩雑と思われる。よって、必		
要な統制と実務的な利便性のバランスを考慮した上で、適切に権限を委譲することも考えら		
れる。		
」 ③用地管理システムに係るパスワードの管理について		J
用地管理システムである用地管太郎利用時及び業務課に設置されている用地管太郎用ス	(三重県土地開発公社)	三重県土地
タンドアロン端末利用時の Windows ログインについてパスワードの設定が行われておらず、	用地管理システムログインパスワードを設定する	開発公社
業務上権限のない要員が端末を利用し重要情報を閲覧・利用できる環境にあった。	とともに、情報セキュリティ対策基準に従い、定期	
担当者のみが利用できるように業務システム及び端末利用時の Windows 認証にパスワー	的にパスワードを変更するようにしました。	県土整備部
ドを設定し、情報の機密性を高めるべきである。また、そのパスワードには、情報セキュリ	また、職員のIT管理に関する知識や技術の向上	
ティ対策基準にあるとおり、使用文字種や文字数・定期的な変更等の設定が適用される必要	のため、県主催により外郭団体を対象として開催さ	
がある。	れたIT管理研修会に参加しました。	

【意見:9件】

①公有地取得事業の損益管理について

土地開発公社の主たる業務である公有地取得事業において平成23年度から平成25年度まで継続して事業総損失を計上している。主な要因は、事業量が減少し収益として得られる事務費相当額も減少したため、当該事業に従事する業務課職員の人件費を収益でまかなうことができないためである。

主たる業務において損失が継続する状況に対し何らかの改善策が必要であると考えられる。そのためには、各案件の損益状況を把握して、損失が出ている案件を特定し、対策を講ずる必要がある。各案件に従事する職員の従事時間を把握し、各職員の人件費単価を使用してそれぞれの案件に配賦すべき人件費を算定することにより、採算管理を行う体制を構築することが望ましい。

(三重県土地開発公社)

公有地取得事業の各案件に従事する職員の従事 時間を平成 28 年度から把握し、各案件に配賦すべ き人件費を算定することにより、各案件の損益状況 を把握・分析します。

三重県土地開発公社

県土整備部

②用地取得支援業務の委託料算定について

土地開発公社は、平成26年度において3件の用地取得支援業務を実施しており、委託料については公有地取得事業と同様に事業費の金額を基礎として設定している。

用地取得支援業務では、公有地取得事業や県の公共事業用地取得業務に比べて事業費が小さい場合が一般的であり、この設定方法では人件費、経費等の原価に比して委託料が低くなる傾向にある。当該業務は今後の収益拡大のための方策と位置づけられていることも考慮すると、各業務の原価を個別に管理することにより、採算管理を行い、委託料の設定にも反映させていく必要があると思われる。

(三重県土地開発公社)

用地取得支援業務の各業務の原価を平成 28 年度 から個別に管理することにより、採算管理を行いま す。

また、現行の委託料設定の見直しを進めます。

三重県土地 開発公社

県土整備部

③ニューファクトリーひさい工業団地の解除・買戻し特約について

土地開発公社は県、津市と共同してニューファクトリーひさい工業団地の開発事業を実施してきた。当該事業は平成25年度までに全ての区画の売却が終了しているが、土地開発公社は、売買契約上、売却後10年間、土地が目的どおりに使用されない等の場合には、契約を解除するか、または土地を買戻す権利を有している。この権利を行使するかどうかは売主である土地開発公社の判断で決定できるため、土地の価格が下落している場合等、契約の解除または買戻しによって土地開発公社が損失を被る可能性がある場合には行使しないことができる。しかし、県や津市との関係上、買主が操業しない等開発の趣旨が達成できないような場合において、土地開発公社の経済合理的な判断とは別にこの権利を行使すべきケースも考えられる。

直近の問題はないといえるが、今後買主が操業しない場合や撤退する可能性も考えられる ことから、引き続き県、津市と協議し、解除・買戻しの具体的なケースを検討して合意を得 ておくことが望ましい。

(三重県土地開発公社)

買主が契約に定めた期日までに建設を完了しない場合等について、契約解除・買戻す場合の対応を 県、津市と協議します。

三重県土地 開発公社

④適正人員規模について

平成25年3月に県が公表した「三重県外郭団体等改革方針」における「団体のあり方の見直し」において、「専門機関としての公社の機能と能力を高めていくとともに、計画的な人材の育成と、より一層効率的な用地取得体制の構築に取り組む」とあり、適正な人員規模の検討は将来的に重要な課題となりうる。少なくとも人員の減少に対し、補充が行われない状況が続くのは適切な状況とはいえない。

適正な人員規模の検討に当たっては三重県からの業務量に関する中長期的な情報が不可欠であり、相互に連携して進めるのが望ましい。

(三重県土地開発公社)

適正な人員規模について、県と連携し公共事業量、県の用地職員定数等の情報を共有し、公社の経営状況を鑑み、今後の適正な人員規模を検討します。

(県土整備部)

公社の適正な人員規模の検討のため、国の動向等 を踏まえたうえで、三重県の公共事業にかかる中長 期的な情報の提供を行います。

三重県土地 開発公社

県土整備部

住宅供給公社は平成23年12月末で解散し、現在は、清算法人として清算手続を進めており、平成27年度末をもって清算手続を結了する見込みである。土地開発公社の役員は、住宅供給公社及び道路公社の役員を兼任しており、役員報酬は3公社で分担している。また、総務課及び業務課の職員の人件費についても同様である。

平成 26 年度に住宅供給公社が負担した役員報酬、総務課及び業務課の職員の人件費は 3,293 万円程度であり、平成 28 年度以降は同程度の額が土地開発公社の負担となると考えられる。経営に重要な影響を与えるものと考えられるため、増加する負担額を適切に反映して中期計画を修正し、今後の経営計画を策定していくことが望ましい。

(三重県土地開発公社)

住宅供給公社の清算結了により、道路公社と共同で負担する経費の増加を見込み、平成28年度から平成30年度の中期計画を策定します。

三重県土地開発公社

県土整備部

⑥現金の管理について

土地開発公社は現金管理として公社会計システムより出力した現金勘定帳と管理ノートにて管理している。また、管理方法として現物の確認は日々、出納担当者が現物のカウントを実施し、年度末のタイミングで総務課長が現物をカウントし実際の残高とシステム上のあるべき残高との一致を確認している。

しかし、実際の管理状況として、管理ノートに現物確認や現金勘定帳との一致を確認した押印、サイン等の記録は無かった。また、管理ノートへの記載についても監査実施日(10月1日)現在で確認したところ8月3日時点までの記載となっており、実際の運用としては現金勘定帳と現物確認の一致を確認する形となっていた。

この点、現金の管理方法として出納担当者が日々現物を確認するのは、当然であるが、総務課長の確認が年1回では管理上十分とは言えず、少なくとも毎月次で確認をすることが望ましい。また、手書きのノートを作成する趣旨としてシステムデータが破損した際のバックデータとしての機能も有していることを鑑みると、ノートへの記録を正確に日々行い、現金勘定帳や現物残高とも一致していることを確認しノートに押印することが望ましい。

(三重県土地開発公社)

経理担当者において、現金勘定帳と現物残高の一致を管理ノートにて管理するとともに、毎日出納員による現物残高の確認を行うようにしました。

また、毎月末に総務課長による現金の現物確認も行うようにしました。

三重県土地 開発公社

⑦切手の管理について

現状、切手の管理においては、総務課の出納担当者 1 名が、「土地開発公社」「道路公社」「住宅供給公社」の切手管理簿 3 冊(各公社 1 冊)と切手の現物保管用ファイル 3 冊(各公社 1 冊)の管理をしている。

今回、監査実施日現在における切手の管理状況の確認を行うため、切手の残数をカウントし、切手の管理簿記録と照合した結果、現物が管理簿よりも10円切手2枚、82円切手1枚多く存在していた。当該差異については、出納担当者が切手を使用する公社と違う公社の管理簿へ出納記録を行ったため生じていた。

そのため、今後は手作業により生じてしまうリスクを軽減するためにも、月に1度、出納担当者による棚卸しに加え、総務課長が現物をカウントし、管理簿との一致を確かめる第三者によるチェックを実施することにより切手の管理の精度を高めることが望ましい。

(三重県土地開発公社)

毎月末に総務課長による切手の現物確認を行うようにしました。

三重県土地 開発公社

県土整備部

⑧有価証券について

貸借対照表における有価証券の表示の区分について、1年以内に満期が到来する予定の満期保有目的有価証券を土地開発公社では固定資産の投資有価証券で表示している。しかし、経理規程で「1年以内に現金化する予定であるもの」を流動資産として区分する旨が記載されている。満期保有目的有価証券は期限がいつ到来するかが明確であり、1年以内に満期が到来するものについては流動資産に計上することが望ましい。

(三重県土地開発公社)

1年以内に満期が到来する有価証券については、平成27年度決算から流動資産に計上します。

三重県土地 開発公社

県土整備部

⑨業務システムに係るパスワードの管理について

土地開発公社では、各職員の業務用端末 Windows ログインパスワードについて、定期的なパスワード変更は実施されていない。また会計システムについても、定期的なパスワード変更は実施されていない。

パスワードの定期的な変更が行われていない場合、アカウント漏えいや不正アクセスのリスクが高まる。

したがって、システム的な制限が及ばない限りにおいて、定期的にパスワード変更をしていくことが望ましい。

(三重県土地開発公社)

各職員の業務端末ログインパスワード及び会計システムログインパスワードについては、定期的に変更するようにしました。

また、職員のIT管理に関する知識や技術の向上のため、県主催により外郭団体を対象として開催されたIT管理研修会に参加しました。

三重県土地 開発公社

県土整備部

(2) 三重県道路公社

【指摘:6件】

①予定価格の積算について

伊勢二見鳥羽有料道路料金収受業務委託における予定価格の積算の過程で、収受員の単価については、県業務補助職員の日額相当に 1.12 の係数を、作業員の単価については、県業務補助職員の日額相当に 1.10 の係数を乗じて算定している。

この点、県業務補助職員の日額相当を用いた理由及びそれに乗じた各係数は、過年度から継続的に用いているものであり、実績等を勘案する等特に見直しは行われておらず、合理的

(三重県道路公社)

料金収受業務委託における設計の積算に用いる 料金収受員の単価は、他の道路公社の料金収受員の 単価を参考にする等、積算根拠を明確にします。 三重県道路公社

のユーザーIDの取扱いについて「Active Directory」からの削除手続がなく、現状では離職者・異動者のユーザーIDが残存しており、離職者・異動者IDによるログインが可能な状態が継続している。

そのため、離職者・異動者の残存するユーザーIDを利用して権限外の情報資産へのアクセスが可能となり、情報漏えいや権限外の機密事項を参照する等ができてしまう可能性が高まる。

したがって、離職者・異動者等の不必要なIDを削除し、利用できないよう管理する手続を策定し、実施する必要がある。

削除しました。今後も、離職者・異動者等の不必要なIDは、削除し、利用できないよう管理します。

また、職員のIT管理に関する知識や技術の向上のため、県主催により外郭団体を対象として開催されたIT管理研修会に参加しました。

県土整備部

⑥外部記録媒体の使用管理、持出し管理について

外部記録媒体は各職員の個人所有の物を利用しており、使用状況が管理されていなかった。

その結果、外部記録媒体の使用状況、持出し状況を把握することができず、情報資産の管理を十分に行うことができなくなり、外部記録媒体の紛失やコンピューターウイルスに感染することによって、情報漏えい等が発生する可能性がある。

したがって、個人所有の外部記録媒体の利用を制限し、組織全体で外部記録媒体の一元管理を行う必要がある。また外部記録媒体の管理番号、使用者及び貸出し状況等を記録簿に記載し、年度末に貸出した外部記録媒体の棚卸しを実施する等外部記録媒体の使用状況管理、持出し状況管理を実施する必要がある。

(三重県道路公社)

外部記録媒体については、記録簿を作成のうえ、 管理番号、使用者及び貸出状況を記録し、公社によ り一元管理します。

また、職員のIT管理に関する知識や技術の向上のため、県主催により外郭団体を対象として開催されたIT管理研修会に参加しました。

三重県道路公社

県土整備部

【意見:6件】

①賞与引当金の負担割合について

総務課及び業務課人員の賞与引当金について、3公社(土地開発公社・道路公社・住宅供給公社)の業務状況に応じて負担額を割り振っている。この負担割合は、例えば役員は、3公社均等に33.3%であり、各職員は公社ごとの業務割合の予測(例えば住宅供給公社の業務のない職員であれば道路公社と土地開発公社で50%ずつ等)に基づいている。これらは毎年11月頃見直しを行っており、当然ながら見直し時点の予測になる。

このため、見直し後に業務内容の変更が生じた場合、負担割合と実際の業務状況とが不一致になっているものが認められた。今後は適宜適切に負担すべき金額を見直す体制とする必要がある。

(三重県道路公社)

総務課及び業務課人員の賞与引当金は、適宜適切 に業務状況に応じた負担割合に見直します。 三重県道路 公社

県土整備部

②共同で負担する経費の配分について

道路公社においては、土地開発公社・住宅供給公社・道路公社の3公社が共同で負担する 経費が発生しており、各公社の負担は合理的な基準により按分されている。

ここで、住宅供給公社は、平成27年度に清算結了する予定であり、年間約35百万円の負担関係が明確になっておらず、今後の事業計画上どの程度の負担が発生するかの検証が行わ

(三重県道路公社)

住宅供給公社の清算結了により、土地開発公社と 共同で負担する経費の増加を見込んだ事業計画を 策定します。 三重県道路 公社

れていない。

道路公社においては、平成28年度まで継続して伊勢二見鳥羽有料道路の事業を行っていくこととなっており、その清算時には出資金の返還を行う必要もあることから確度の高い将来事象(住宅供給公社の清算)については早期にその影響を考慮し、対応方法について検討しておくことが望ましい。

③情報セキュリティ対策基準の運用について

道路公社では「三重県土地開発公社・三重県住宅供給公社・三重県道路公社 情報セキュリティ基本方針」を策定し、職員に対して情報セキュリティの重要性を認識させ、情報セキュリティレベルの維持向上を図っている。更に、情報セキュリティ基本方針を実行に移すための情報資産に対する一般基準として「三重県土地開発公社・三重県住宅供給公社・三重県道路公社 情報セキュリティ対策基準」が策定されており、情報資産に対する基本的な方針を定めている。しかしながら、職員に対して当該方針・基準について周知されておらず、全職員による情報セキュリティの遵守が統一的に行われない状況が認められた。

したがって、今後は情報セキュリティ対策基準を策定するだけでなく、全職員に周知を図ることで組織全体として対策基準に記載の運用を行う体制を整備するのが望ましい。

(三重県道路公社)

策定したセキュリティ基準について、平成27年9 月に全職員に周知を行い、統一的な運用を行う体制 の整備を行いました。

また、職員のIT管理に関する知識や技術の向上のため、県主催により外郭団体を対象として開催されたIT管理研修会に参加しました。

三重県道路 公社

県土整備部

④業務システムに係るパスワードの管理について

道路公社では、各職員の業務用端末 Windows ログインパスワードについて、定期的なパスワード変更は実施されていない。また道路公社で利用されている会計システムについても、定期的なパスワード変更は実施されていない。

パスワードの定期的な変更が行われていない場合、アカウント漏えいや不正アクセスのリスクが高まる。

したがって、システム的な制限が及ばない限りにおいて、定期的にパスワード変更をしていくことが望ましい。

(三重県道路公社)

各職員の業務端末ログインパスワード及び会計 システムログインパスワードについては、定期的に 変更するようにしました。

また、職員のIT管理に関する知識や技術の向上のため、県主催により外郭団体を対象として開催されたIT管理研修会に参加しました。

三重県道路公社

県土整備部

⑤ソフトウェアのインストール権限について

道路公社では現状、標準外のソフトウェア利用に対する許可は口頭のみで行われており、 許可手段が定められていない。

個人端末に導入されているウイルス対策ソフトによってウイルスチェックは実行されているものの、フリーソフトはウイルス対策ソフトでは発見、対策できない未知のコンピューターウイルスに感染している可能性がある。また、各端未にて利用されているソフトウェアの管理が行われないことにより、業務上不必要なソフトウェアがインストールされてしまう事や、コンピューターウイルス感染への対応が遅れ、情報セキュリティ問題が深刻化する可能性がある。

したがって、標準外のソフトウェアを利用する際の許可手続の策定、及び利用状況の管理 を行い、標準外のソフトウェアの利用を制限することが望ましい。

(三重県道路公社)

標準外のソフトウェアの利用を制限するため、許可手続きを策定し、利用状況を管理しています。

また、職員のIT管理に関する知識や技術の向上のため、県主催により外郭団体を対象として開催されたIT管理研修会に参加しました。

三重県道路 公社

⑥会計システムのバックアップデータ管理について

会計システムについては、担当者が年次でシステム上のメニューよりバックアップを取得している。ただし、取得したバックアップデータはシステムが稼働している経理用のスタンドアロン端末上にのみ存在し、二重化されていない。

バックアップが正常にとられていない場合、障害等でリカバリの必要が出た際に、正確かつ網羅的にデータの復元ができず、業務に支障をきたす可能性がある。

したがって、会計システムについて、バックアップデータを経理用端末に接続されている 外付けのハードディスク等、経理用端末以外の場所にも保存し、二重化しておくことが望ま しい。

(三重県道路公社)

会計システムのバックアップは、平成 27 年 9 月 に経理端末以外のハードディスク等に保存し、二重 化しました。

また、職員のIT管理に関する知識や技術の向上のため、県主催により外郭団体を対象として開催されたIT管理研修会に参加しました。

三 重 県 道 路 公社

県土整備部

(3)公益財団法人三重県下水道公社

【指摘:6件】

①資金前渡金精算書による報告について

「各浄化センター等へ交付する資金前渡金(小口現金)の取扱について(通知)」において、原則として翌月 10 日までに資金前渡金精算書及び当該支出に係る証拠書類等を事務局長へ提出する旨規定されているが、雲出川左岸浄化センターの平成 26 年 8 月分の報告が、平成 26 年 9 月 24 日になされている事実が確認された。

適切な上席者に対して資金前渡金精算書等による適時・適切な報告が必要である。

((公財) 三重県下水道公社)

現金の管理が適切に行われたか確認するため、複数の職員が現金について確認した証拠書類等を毎 月報告するよう義務付け、提出期限の厳守を周知徹 底しました。

(公財)三重 県下水道公 社

県土整備部

②毒劇物報告書について

毒劇物の取扱いについて、下水道公社で規定する「劇物管理要領」において、「毎年3月31日現在で保管している毒劇物の数量を毒劇物管理簿と照合し、毒劇物報告書(様式第4号)により、管理責任者を経由し、所長に毎年5月1日までに報告しなければならない。」とされているが、宮川浄化センターにおいて、平成26年度の毒劇物報告書の所長への提出が失念されていた。

規定に基づき、所長へ報告することが必要であり、また所長としても重要書類の作成及び 提出状況について確実に把握することを徹底すべきである。

((公財) 三重県下水道公社)

劇物管理要領の規定について、適正に履行される よう、下水道公社内の水質担当者会議において周知 徹底しました。

(公財)三重 県下水道公 社

県土整備部

③所有権移転外ファイナンス・リース取引について

下水道公社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理について、賃貸借処理を採用している。

日本公認会計士協会が公表している「公益法人会計基準に関する実務指針(その 2)」によると、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からは、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされている。

下水道公社においては、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引が2件ある。

((公財) 三重県下水道公社)

リース契約1件当たりのリース料総額が300万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引については、今後、貸借対照表上にリース資産及びリース債務を計上するとともに、当該取引の内容について注記を行います。

(公財)三重 県下水道公 社

この場合、貸借対照表上にリース資産及びリース債務を計上するとともに、リース期間に わたって減価償却を行う必要がある。

④情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について

情報資産を情報漏えいやコンピューターウイルス等の脅威からどのように守るのかといった基本的な考え方である基本方針が定められていなかった。

情報セキュリティに係る基本方針が定められていない場合、セキュリティ対策が組織的に 行われない状況となり、セキュリティ事故の発生や情報漏えい等が発生する可能性がある。 そのため、情報セキュリティに関する基本方針を定めることで組織としてのセキュリティ に対する取組を明文化し、全職員に周知し、組織全体としてセキュリティ対策を実施する必 要がある。

((公財) 三重県下水道公社)

情報資産の取り扱いと情報セキュリティ対策の 基本的な考え方及び方策を定めた「情報セキュリティに関する基本方針」を策定し、セキュリティ事故 や情報漏えい等を防止します。

また、職員のIT管理に関する知識や技術の向上のため、県主催により外郭団体を対象として開催されたIT管理研修会に参加しました。

(公財)三重 県下水道公 社

県土整備部

⑤業務システムに係るパスワードの管理について

総務課が管理する会計システムに接続する際、パスワードが設定されているが、パスワードの入力を行わずに、ユーザーIDのみを入力すれば会計システムに接続できる状況であり、ユーザーIDを把握している職員であれば当該会計システムへ接続できる可能性がある。

したがって、会計システムに係るパスワードについて、さらに機密性を高める観点からパスワード設定は必須とし、設定したパスワードは定期的に変更する必要がある。

また、総務課が管理する会計システム及び給与システムが導入されているサーバについては、サーバへ接続する際のパスワードの設定が行われていなかった。サーバに対して接続する際にパスワード入力を必要としないため、下水道公社の会計事務担当者以外でもサーバへアクセスでき、給与情報や人事情報、会計情報等の機密情報を閲覧できる可能性がある。

管理上、サーバに係るパスワードについて、さらに機密性を高める観点からパスワード設定を行い、設定したパスワードについて定期的に変更する必要がある。

((公財) 三重県下水道公社)

会計システム、給与システムの適正な運用を図る ため、両システムが導入されているサーバへ接続す る段階及び各システムへ接続する段階にそれぞれ パスワードを設定し、機密性を高めるため、これを 定期的に変更することとします。

また、職員のIT管理に関する知識や技術の向上のため、県主催により外郭団体を対象として開催されたIT管理研修会に参加しました。

(公財) 三重 県下水道公 社

県土整備部

⑥外部記録媒体の使用管理、持出し管理について

外部記録媒体は各職員の個人所有の物を利用しており、使用状況が管理されていなかった。

その結果、外部記録媒体の使用状況、持出し状況を把握することができず、情報資産の管理を十分に行うことができなくなり、外部記録媒体の紛失やコンピューターウイルスに感染することによって、情報漏えい等が発生する可能性がある。

したがって、個人所有の外部記録媒体の利用を制限し、組織全体で外部記録媒体の一元管理を行う必要がある。また外部記録媒体の管理番号、使用者及び貸出し状況等を記録簿に記載し、年度末に貸出した外部記録媒体の棚卸しを実施する等外部記録媒体の使用状況管理、持出し状況管理を実施する必要がある。

((公財) 三重県下水道公社)

外部記録媒体については、記録簿を作成のうえ、 管理番号、使用者及び貸出状況を記録し、公社によ り一元管理します。

また、職員のIT管理に関する知識や技術の向上のため、県主催により外郭団体を対象として開催されたIT管理研修会に参加しました。

(公財)三重 県下水道公 社

【意見:12件】

①普及啓発施設利用者の要望等の収集について

下水道公社は、普及啓発施設として、高須町公園内のオートキャンプ場等の運営を行って いる。利用者が不満なく施設を利用できるよう、下水道公社としても積極的に取り組む必要 があり、そのための1つの方策として利用者の声や改善要望を漏れなく正確に拾い上げるこ とが重要と考えられる。

しかし、利用者に対するアンケートやホームページ等における問い合わせ窓口といった、 意見等の情報収集のための体制の整備が徹底されていないため、今後の事業運営上に有用と 考えられる情報の取込みが十分ではないと考えられる。

宿泊施設へのアンケートや意見箱の設置、ホームページサイト上での問い合わせフォーム の設定等について導入をすることが望ましい。

((公財) 三重県下水道公社)

普及啓発という施設目的の効果を把握するため、 利用者に対するアンケート等を実施しています。

(公財)三重 県下水道公

県土整備部

②1 者入札について

下水道公社は業務委託等を行う場合において、予定価格が100万円紹の業務については、 原則として競争入札を実施しており、入札の透明性やコスト削減の向上に努めている。

しかし、計装設備点検業務(北部浄化センター)については、一定人数以上の人員配置が 必要であり、かつ、点検業務に係る特殊なシステム対応が必要であることから、1 者入札と なっており、平成21年度より平成28年度まで継続して同一業者が受託している。また、落 札率の高い状況が継続している。

特殊なシステム対応が必要となること等の理由により当該委託業務が 1 者入札とならざ るを得ないことは理解できるとしても、現状の高い落札率を踏まえると、例えば長期の複数 年契約を検討する等、経済性を追求することが望ましい。

((公財) 三重県下水道公社)

当該業務については、現在、指定管理者の指定を 受けている 5 年間の中で、3 か年、2 か年の複数年 1 社 契約を導入しています。今後、更なる経済性の観点 から、現状より長期の複数年契約について検討しまし

(公財)三重 県下水道公

県土整備部

③委託先の事業者の評価体制について

現状、業務の委託先は、競争入札においては一部を除き、金額基準のみをもって業者の選 定を行っている。しかし、下水道公社の委託業務においては専門的な技術を要する業務内容 が多く、また、価格と品質が総合的に優れた内容となる契約である必要がある。

そのため、今後、各業務について最も適した評価方法の検討を行い、総合評価が適した業 務については、汚泥処理業務同様に、評価の基礎となる情報の蓄積に努められたい。

((公財) 三重県下水道公社)

委託業務について、専門的な技術を要する業務内 容と判断される場合は、適正な技術力を有すること を確認できるよう、総合評価方式の導入を検討しま す。

(公財)三重 県下水道公

県十整備部

④小口現金の取扱いに係る職務分掌について

「公益財団法人三重県下水道公社会計規程」において、「所属の長は、総務課、水質分析 センター及び浄化センターに現金取扱員及び物品管理者を置くことができる。」、「現金取扱 員及び物品管理者は、所属の長が指名し、総括出納員及び出納員が行う現金及び物品の出納 又は保管に係る事務を補助するものとする。」と規定されている。

現状、小口現金の取扱いについては、北部及び宮川浄化センターにおいて所長が一人で受

((公財) 三重県下水道公社)

現金の管理を厳密にするため、当該担当者を区分「県下水道公 して複数の職員が現金管理に関与することとしましれ した。

(公財)三重

払いを管理し、現金出納簿へ記帳している状況である。 一般に現金はより厳密な管理が求められるため、現金を取り扱う担当者と、記帳する担当 者を分ける等、職務分掌すること等で不正を事前に防止する内部統制を構築し、管理運用す ることが望ましい。 ⑤物品の調達について 宮川浄化センターにおいて簡易な水質分析器具であるパックテスト(リン酸)を、小口現 ((公財) 三重県下水道公社) (公財)三重 金で14回にわたり合計20個、総額209千円購入している事実が確認された。 使用期限のある物品については、多量に在庫を抱 県下水道公 宮川浄化センターでは、平成26年度から、リン対策の薬品であるポリ塩化アルミニウム えないよう、調達数について十分留意するととも に、一定期間の使用量等を確認のうえ、できるだけ の使用量を減らす取組を行っていた。 パックテストは、各浄化センターでも利用する物品であり、特に宮川浄化センターにおい まとめて購入し、経済性を追求していきます。 県土整備部 ては上記取組により、ある程度頻繁に必要になることも予想されたため、パックテストの使 用期限に考慮しつつ、できる限り発注業務をまとめることで割安に購入する等経済性を追求 することが望ましかったと考える。 ⑥修繕計画について 下水道公社は浄化センター等の流域下水道施設について指定管理者として施設の管理を ((公財) 三重県下水道公社、県土整備部) (公財)三重 行っている。施設の修繕については、事業構造の変化を伴うような大規模修繕は県が計画を 県の策定した長寿命化計画や改築更新計画を踏 県下水道公 立案しており、通常の修繕は下水道公社が計画を立てて県に報告している。 まえ、県と下水道公社において、修繕計画の策定に 浄化センターの施設は下水道公社の所有ではないが、その修繕は指定管理者としての主要 関する統一した考え方を整理します。 な業務の一つであり、中長期の修繕計画はその財源の確保も含め、下水道公社及び県にとっ 県土整備部 て重要な内容であるため、定期的に県と下水道公社で修繕計画の共有、時点修正を行ってい くプロセスを確立することが望ましい。 ⑦資金運用に関する規程について 外郭団体の資金運用の方針として、県は資金運用の年限について、平成25年7月22日に ((公財) 三重県下水道公社) (公財)三重 「外郭団体の資金運用にあたっての基本方針」を公表し、外郭団体の資金需要に応じて 10 資金運用規程の修正を行うことにより、従来より 県下水道公 年を超える国債等での運用も可能とした。 も柔軟な運用が可能になるよう体制を整えます。 この点につき、「公益財団法人三重県下水道公社 資金運用規程」では、運用対象となる 金融商品は国債等(国債、政府保証債、地方債)と預金のみとされており、国債等の運用期 県土整備部 間は「原則として、5年の期間とする。ただし、最長 10年以下の期間で運用することがで きるものとする。」と定められていた。 運用対象の金融商品を国債等に絞り、安全性を一定程度担保していることから考えると、

運用期間については収益性を重視して 10 年超とすることも考えられるところである。県の 方針も、従来よりも柔軟な運用を可能としていることから、下水道公社においても資金運用

方針について見直すことが望ましい。

	⑧電力費の削減について		
	平成 26 年度における下水道公社の流域下水道施設の電力費については増加しているが、 増加した主な要因は、下水の流入量の増加及び消費税の増税、電力単価の上昇によるもので あり、電力調達量は減少しており、これは下水道公社が契約電力の見直しや電力使用量の削 減に努めたためである。下水道公社のコスト削減に向けた努力を高く評価したい。 しかし、電力の調達単価は上昇しており、これは現在の取組だけでは対応できないことも 考えられるため、県と下水道公社は、電力費をより一層削減するため、他自治体の下水処理 場の事例を調査することが望ましい。	((公財) 三重県下水道公社、県土整備部) 電力費の削減に関する他の自治体の下水処理場 の事例について、調査を実施します。	(公財) 三重 県下水道公 社 県土整備部
-			<u> </u>
	下水道公社は中小企業退職金共済制度(以下、「中退共」という。)に加入しているが、中退共による給付額と支給すべき退職給付金額の間に平成26年度以降毎年度、不足が生じている。中退共との差額については引当計上するのが望ましい。また、当該不足額の引当計上に際しては、特定資産として退職給付引当資産を積み立てて、資金的にも手当てしておくことが望ましい。	((公財) 三重県下水道公社) 退職給付引当金については、今後、必要額を計上 することとします。	(公財)三重 県下水道公 社 県土整備部
-	□理事会における理事の出席状況について		<u></u>
57	下水道公社の理事会は理事 10 名定数で構成されており、平成 26 年度の理事会における理事の出席者数は、第1回定時:7名、第1回臨時:9名、第2回定時:10名である。理事会は、理事にとって、自らの職務の執行に関して意見を述べる重要な機会である。このため、定足数を満たすだけではなく、できるだけ出席の機会を確保できるように努力されることが望ましい。	((公財) 三重県下水道公社) 下水道公社の理事会については、できる限り多く の理事が出席できるよう、引き続き開催日程の調整 に努めます。	1
	①特定資産に係る要領の整備について		J
	平成 26 年度決算において普及啓発引当資産 500 千円が特定資産として貸借対照表に計上されている。 特定資産については、日本公認会計士協会が公表している「公益法人会計基準に関する実務指針(その2)」に、目的、積立ての方法、目的取崩の要件等を定めた取扱要領を作成することが望ましいとされているが、下水道公社においては取扱要領が作成されていない。特定資産の積立や取崩が恣意的に行われることのないよう、取扱要領を作成することが望ましい。	((公財) 三重県下水道公社) 特定資産については、目的、積立ての方法、目的 取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法等を明確 にし、恣意的な運用が行われないよう、取扱要領を 作成します。	
-	②ソフトウェアのインストール権限について	L	L
	運用上、業務上必要のないソフトウェアをインストールしないように口頭にて周知されているが、業務上不必要なフリーソフト(インターネット上で公開されている無料のソフトウェア)がインストールできる可能性がある環境であった。 ウイルス対策ソフトによってウイルスチェックが実行されているが、フリーソフトはウイ	((公財) 三重県下水道公社) 業務上不必要なソフトウェアのインストールを 防止するため、情報セキュリティに関する基本方針 に基づく具体的な対策基準及び実施手順に、業務上	

ルス対策ソフトでは発見、対策できない未知のコンピューターウイルスに感染している可能性がある。

したがって、業務上不必要なソフトウェアがインストールされることを防止するため、ソフトウェアのインストール可能な管理者権限を与えない等の対応を図ることが望ましい。

不必要なソフトウェアはインストールしないこと、 また、業務上必要とするものをインストールする場合は所属長の許可を得ることを定義付けるととも に、各職員へ周知徹底します。

また、職員のIT管理に関する知識や技術の向上のため、県主催により外郭団体を対象として開催されたIT管理研修会に参加しました。

三重県建築物耐震改修促進計画の改定について

三重県耐震改修促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐促法」という。)に基づき、平成19年3月に平成27年度末までを計画期間として策定したものです。

この計画では、地震による住宅及び建築物の被害を軽減し、県民の生命や財産を守ることを目的に、主に以下の内容を定めています。

- ① 住宅及び建築物の耐震化の目標
- ② 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策
- ③ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する普及啓発方策
- ④ 耐震診断及び耐震改修の指導等

この計画を、平成32年度末までを計画期間とし、「三重県建築物耐震改修促進計画」として改定します。

1 主な追加施策

(1)「新耐震基準木造住宅」等の耐震性確保と維持管理の啓発

昭和56年6月1日以降に建築された「新耐震基準木造住宅」等についても、 その耐震性の確保と維持管理については、建物所有者が主体的に取り組む必要 があることを、広く啓発していきます。

なお、「新耐震基準木造住宅」への耐震化支援補助対象の拡大については、 補助事業実施主体である市町の意向を適宜把握しながら検討を進めます。

(2) 木造住宅の耐震補強補助対象工法の拡大(安価な工法の採用)

民間における多種多様な工法が開発されている現状に鑑み、これら工法のうち耐震性能が適正であると三重県以外の公的機関等により評価された工法についても、三重県の補助対象として扱うこととします。

(3) 耐震診断義務化対象路線の指定と沿道建築物の耐震化支援

建築物が地震によって倒壊した際に、道路の通行を妨げ円滑な避難が困難になることを防止するため、三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における第1次緊急輸送道路を、耐促法に基づく耐震診断義務化対象路線に指定しました。この沿道建築物のうち、道路を閉塞するおそれのある建築物に対し、耐促法

の規定に基づき、耐震診断の実施に必要な費用を負担します。

(4) 大規模建築物の耐震化支援の継続

耐促法に基づき耐震診断が義務付けられた大規模建築物のうち、災害時に避難所として活用される建築物等の耐震改修に必要な費用の一部の補助を継続します。

2 計画の目標

(1) 住宅

「昭和55年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合(平成25年度比)」を、現状の約64%から53%になるよう取り組みます。

(2) 公共施設

市町が所有する施設のうち学校や病院等、多数の者が利用する施設の耐震化率を、現状の約97%から100%になるよう取り組みます。

(3) 民間施設

民間の多数の者が利用する施設のうち、特に防災上重要な、地域防災計画に 指定されている避難施設、医療救護施設、災害応急対策を実施する拠点となる 施設等避難所として使用する可能性のある施設の耐震化率を、現状の約86% から95%になるよう取り組みます。

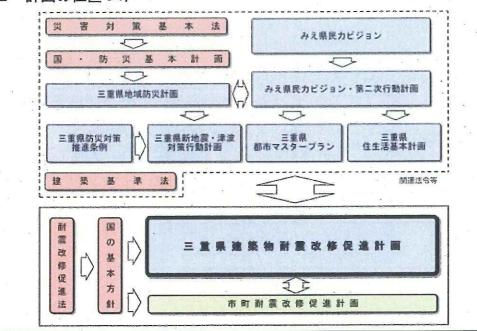
三重県建築物耐震改修促進計画概要版

1 計画策定の背景

平成 19年3月に策定した現在の三重県耐震改修促進計画の計画期間が、平成 27 年度末までであることから、平成28年度当初からの運用に向けて改定します。 なお、改定にあたっては以下の背景をふまえ、計画の策定を行います。

- ○東日本大震災等、大規模地震の発生
- ○南海トラフ地震等の発生の切迫性
- 〇国中央防災会議「建築物の耐震化緊急対策方針(平成17年9月)」
- ○「建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」)の改正

2 計画の位置づけ



3 計画の目的等

(1)計画の目的

本計画は、住宅・建築物の耐震化の目標を明らかにすると共に、目標を達成する ための具体的な施策を定め、それぞれの主体がそれに取り組むことにより、県内に おける地震による住宅・建築物の被害を軽減し、県民のみなさんの生命や財産を守 るために策定するものです。

- (2) 対象区域、計画期間、対象建築物
- ① 対象区域:三重県全域
- ② 計画期間:平成28年4月から平成33年3月までの5年間
- ③ 対象建築物

本計画では、すべての住宅・建築物を対象とします。特に、昭和56年5月 31日以前に建築された(※)住宅及び耐震性のない特定既存耐震不適格建築物 等を対象に耐震化を図っていきます。

※ 住宅又は建築物で、昭和56年5月31日以前に建築されたものを「旧耐震基準」という。

4 基本的な取組方針

① 建物所有者の主体的な取組

住宅・建築物の耐震化の促進に当たっては、自助・共助・公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの問題であり、かつ、地域の 問題であることを認識し、主体的に取り組むことが不可欠です。

また、 地震による住宅・建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に 重大な影響を与えかねないということを十分に認識して耐震化に取り組む必要があります。

② 県の支援

県は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供など、技術的 な支援を行うものとします。

また、県は、震災対策上公共性が高いなど、公共的な観点から必要がある場合に、財政的支援を行うものとします。

③ 関係者との連携

県、市町、関係団体及び建物所有者等は、適切な役割分担のもとに、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。

5 計画の目標

(1) 住宅の耐震化の目標

平成 25 年統計調査をもとに、昭和 55 年以前建築の住宅戸数(空き家等居住世帯のない住宅を除く。)を推計すると、平成 25 年度末時点 で 205,900 戸となり、そのうち「耐震性のない住宅戸数」は 130,730 戸で、「昭和 55 年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅 戸数の割合」は63.5%となります。

そこで、近年の耐震補強補助実績平均が年160戸であるところを、年200戸を目標に、平成32年度末には「耐震性のない住宅戸数」を 108.600 戸、「昭和 55 年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合 (平成 25 年度比)」を 53%となるように取り組みます。 なお、この耐震補強補助戸数(200 戸/年)の取組や、既存住宅の減失、新築住宅の建設戸数等のトレンドを踏まえ、平成32年度末時点 を推計すると、住宅総数は743,700 戸、耐震性のある住宅は635,100 戸、耐震化率は85.4%となります。

(2) 建築物の耐震化の目標

① 県有建築物の耐震化の目標

県が所有する対象建築物(旧耐震基準の非木造で延べ 床面積 200 ㎡超の建築物等) について、平成 26 年度 末時点において、耐震化率 100% (対象:698 棟) と なっているため、引き続き、建築物の適切な維持管理に 努めていきます。

② 市町有建築物の耐震化目標

市町が所有する多数の者が利用する建築物(学校、 病院、店舗等で3階以上かつ1,000 ㎡以上等)の耐震 化について、耐震化率 100% (平成 26 年度末時点で 約97%) とします。詳細な耐震化の目標及び整備プロ グラムは、各市町の耐震改修促進計画において、示す ものとします。

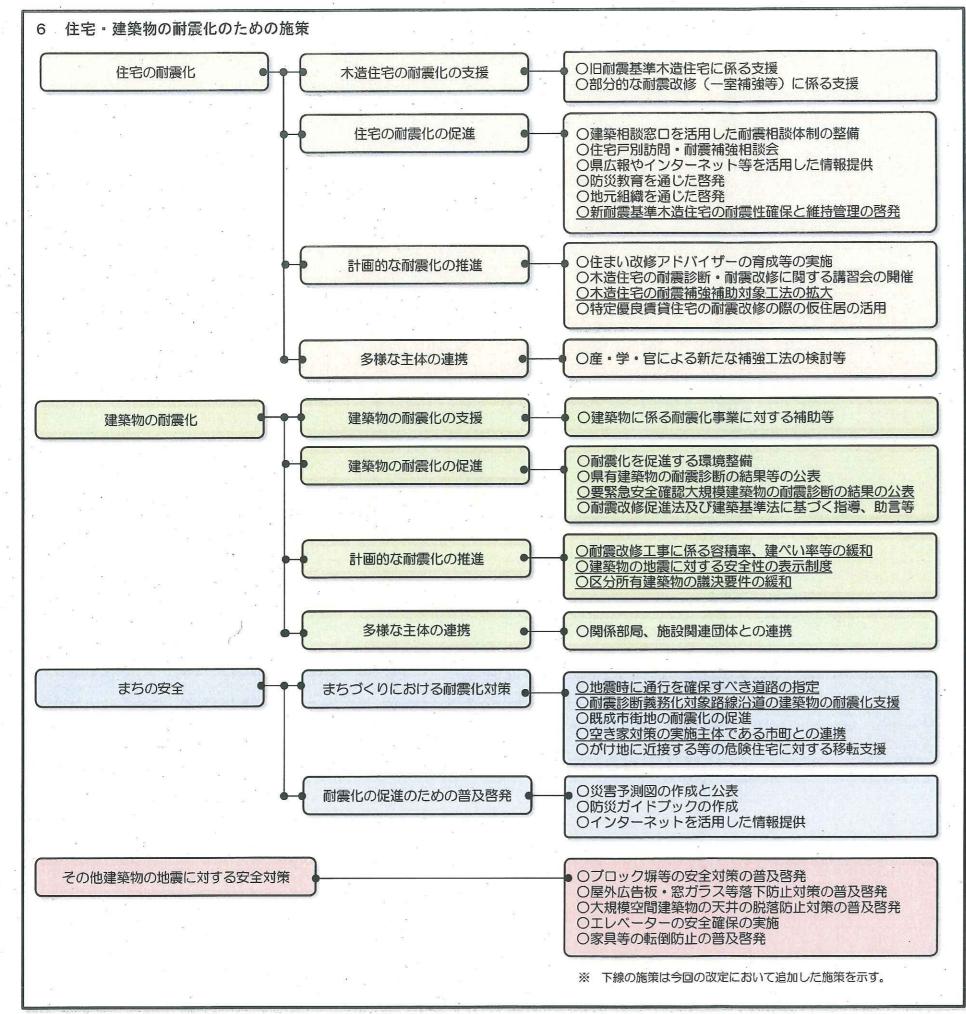
③ 民間建築物の耐震化の目標

民間の多数の者が利用する建築物のうち、特に防災上 ※ 耐雲化の優先度は、A-I、B-I、A-I、B-I、C-I、C-Iとします。

類	用途分類	類	重要度によ	る分類	建築物の対象用途
6	社会福祉施設、地域 防災計画に指定され ている避難施設・医 療救護施設に指定さ	I	施設の中で、防災対策、救助 活動等の拠点となる建築物		小学校等、学校(幼稚園·小学校を除く)、 集会場·公会堂、公益施設(以上、公 共)、入所施設、福祉施設、医療施設
Α	れている施設、災害 応急対策を実施する 拠点となる施設、警 察本部、警察署	п	I 以外の建築物(等)	付属建築物	Iの附属建築物
	不特定多数の人が避 難施設として使用す	I	主として避難施設 れる建築物	として使用さ	小学校等、学校(幼稚園・小学校を除く)、 集会場・公会堂(以上、民間)、幼稚園、 保育所、博物館・美術館・図書館
В	る可能性のあるA類 以外の施設	п	I 以外の建築物(等)	付属建築物	体育館
			利用する人の生	賃貸住宅等	共同住宅、寄宿舎·下宿
С	A, B類以外の施設	I	命・身体の安全 を図る建築物 上記以外		ホテル・旅館、事務所、停車場等
		п	I、Ⅱ以外の建築 築物等)	· E物(付属建	運動施設、劇場・観覧場、映画館・演芸場、展示場、物販店舗、飲食・風俗、サービス業用店舗、工場、自動車庫庫

※ A: 地震発生後も構造体の補格をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、B: 地震発生後 も構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、C:地震発生後に構造体 の部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が必要であるもの、として分類しています。

重要な建築物である分類A及び分類Bについて、耐震化率95%(平成26年度末時点で約86%)とします。



7 その他計画の推進に関し必要な事項

市町が策定する耐震改修促進計画

耐震改修促進法において、市町においても「耐震改修促進計画」 の策定に努めるものとされています。

三重県では、甚大な被害をもたらすと予想される、東南海・南海 地震等の発生が切迫していることから、他県にまして一層、市町及 び県民のみなさんによる耐震化への取組が重要です。耐震化の促進 を計画的、効果的に進めていくため、市町についても「耐震改修促 進計画」の策定を促していきます。

市町耐震改修促進計画は、以下の方針に基づき策定するものとします。

- アできるだけ早期に策定する。
- イ 計画期間は、策定年度から平成32年度までとする。
- ウ 定めるべき事項については、国の基本方針をはじめ、本計画 及び市町の地域防災計画等との整合を図るとともに、地域の状 況を考慮して策定する。
- エ 市町は、市町耐震改修促進計画の策定に当たって、県と十分 な調整を行うものとする。

(参考) 主な補助制度概要

- 待ったなし!耐震化プロジェクト
- (木造住宅耐震補強補助事業)[平成 16 年度~]
- ・耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅を、 壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強工事を行 う場合に補助を行う。
- 補助率国 11.5%(補助上限額 41 万 1,000 円)、県 1/3、市町 1/3(補助基本限度額 90 万円)
- 大規模建築物耐震対策促進事業
- (大規模建築物耐震改修事業費補助金) [平成 26 年度~]
- ・耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物のうち、 次のいずれかに該当する建築物に対する耐震改修の補助を行う。
- ① 災害時に避難所として活用される建築物
- ② 災害時に自力で避難が困難な避難弱者が利用する建築物
- ·補助率:国 1/3、県 5.75%、市町 5.75%
- 避難路沿道建築物耐震対策促進事業

(避難路沿道建築物耐震診断事業費補助金)[平成27年12月~]

- ・耐震診断義務化対象路線の沿道の通行障害既存耐震不適格建築物で昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物に対する耐震診断の補助を行う。
- 補助率:国 1/2、県 1/4、市町 1/4

基礎杭工事に係るデータ流用等の再発防止について

1 国土交通省の動向

基礎杭工事に係るデータ流用等の問題の発生を受けて、国土交通省は、 平成28年3月4日に建築物の「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」を定めた告示を行うとともに、「基礎ぐい工事における 工事監理ガイドライン」、「基礎ぐいの適正な設計について」、「基礎ぐい工事に関する中間検査等について」を通知しました。

県においては、これらの告示等を受けて、以下のとおり対応し再発防止 を図ります。

2 県発注工事に関する対応

「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」を踏まえ、 建築物及び土木構造物の工事において、特記仕様書に既製杭の確認方法等 を規定します。

なお、特記仕様書は、平成28年3月4日以降に施工する既製杭の工事 から適用しています。

- ・特記仕様書に規定する主な内容(下線部は県独自の取組)
- (1) 施工計画書の提出

受注者は、基礎杭の施工に先立ち、施工計画書に施工記録が取得できない場合の代替する記録を確保する手法を明記した「基礎杭施工計画書」を提出する。

(2) 施工記録の提出

受注者は、電流値が記録されたチャート紙等の原本については、県 の確認を受ける。

(3) 根拠資料の保管

受注者は、チャート紙等の資料を10年間保管しなければならない。

3 民間建築工事に関する対応

「基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン」、「基礎ぐいの適正な設計について」、「基礎ぐい工事に関する中間検査等について」を、各建設事務所、県内特定行政庁、指定確認検査機関、建築関係団体(三重県建築士会、三重県建築士事務所協会等)に周知しました。

今後、建築確認申請時に、これら通知文書の趣旨を徹底するとともに、 中間検査等において基礎杭の工事監理が適切に実施されていることを確認 します。

新三重県建設産業活性化プラン(仮称)の策定について

「新三重県建設産業活性化プラン(仮称)」(以下、「新プラン」)は、平成27年 度内の策定を目標に有識者で構成する検討会議や建設業界と検討を重ねてきました。具体的な取組やその進め方については、今も議論を続けているところです。

新プランを建設企業の視点で課題をとらえ、建設企業が活性化を実感できるものとするため、検討会議や建設業界とさらに議論が必要であると判断し、策定時期を 平成28年度に遅らせることとしました。

1 これまでの取組

(将来ビジョン)

将来ビジョンを現在の三重県建設産業活性化プランと同じ「技術力を持ち地域に貢献できる建設業~確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する~」とすることにしました。

(取組の手法)

全ての建設企業への波及効果があり、実効性が高いと考えられることから、入札制度の改善を中心に検討します。

(引き続き検討が必要な事項)

- (1)確かな技術力(技術力)
- ①国等の県発注工事以外の公共工事が受注できる技術力
 - ・他の発注者の入札への対応力の向上
 - 総合評価方式の拡大と評価方法の改善
- ②若手技術者が活躍する場の創出
 - ・若手技術者が主任技術者となる工事発注
 - ・工事成績の低下による総合評価への影響への対応
- (2) 地域に必要とされる企業(地域貢献)
- ①継続的に社会貢献、地域貢献をする企業の育成
 - 建設企業の特性を活かした地域が期待する地域貢献の明確化
 - ・総合評価方式における技術的評価項目とのバランスのあり方
- ②大規模災害発生時における複数の企業による協力体制の確立
 - ・整備する組織の役割・規模
 - ・組織の維持への県の支援
- (3) 未来に存続する企業(経営力)
- ①計画的、安定的な受注が可能となる入札制度への改善
 - ・受注機会の拡大
 - ・中小建設企業の協業化・集約化の事業連携

- ②適正な利潤が確保できる入札制度への改善
 - ・適正な落札率のあり方
 - ・下請も含む工事関連企業全体への波及方法
- ③企業としての技術力継続のための人材の確保
 - ○土日完全週休二日制の確立
 - ・型枠工、鉄筋工など専門企業(下請)を含む工事関係者全体の取組
 - ・試行工事実施に向けた配慮事項

(4) その他

- ①入札事務手続きを含めた生産性向上の取組
 - 入札参加資格確認の工事毎確認の改善
- ②企業コンプライアンス確立の取組
 - ・市町村税納入状況の反映について

2 今後の方針

引き続き、検討会議や建設業界と議論を進め、早期の策定をめざします。

調査基準価格(最低制限価格)の見直しについて

適正な利潤及び人材育成・確保に係る経費を適切に反映した予定価格とするため、予定価格の算定式を改定しました。この改定の趣旨を踏まえ、調査 基準価格(最低制限価格)の算定式を見直し、調査基準価格(最低制限価格) を引き上げます。

1 調査基準価格(最低制限価格)の現状

予定価格が同額の場合、予定価格の算定式改定後の調査基準価格(最低制限価格)は、改定前の調査基準価格(最低制限価格)に比べ下落しています。 この予定価格の算定式改定に伴い落札率も下落しています。

2 調査基準価格 (最低制限価格) の見直し内容

調査基準価格(最低制限価格)が、予定価格の算定式改定前とほぼ同額となるよう見直します。

調査基準価格(最低制限価格)の算定式				
·	現行	見直し後		
直接工事費	95%	95%		
共通仮設費	90%	<u>95%</u>		
現場管理費	80%	80%		
一般管理費	55%	<u>65%</u>		

3 今後の予定

平成28年4月1日以降の公告に係る案件から適用します。

審議会等の審議状況(平成27年11月24日~平成28年2月17日)

(県土整備部)

1	審議会等の名称	三重県都市計画審議会	
2	開催年月日	平成27年12月22日	
3	委員	会 長 朝日 幸代	
		委員 村山 顕人 他15名	
4	諮問事項	産業廃棄物処理施設の敷地の位置について	
		(伊賀市内 産業廃棄物処理施設)	
5	調査審議結果	原案どおり答申された。	
6	備考		

	一条电口机火车水太	
1 審議会等の名称	三重県屋外広告物審議会	
2 開催年月日	平成28年2月8日	
3 委員	会長代理 松浦 健治郎	
	委 員 津田 由美子 他8名	
4 諮問事項	1 三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区	
	間の指定及び第6号の規定による区域の指定について	
·	(禁止地域の指定)	
,	・一般国道 260 号南伊勢町棚橋竃地内	
	・一般国道 260 号南伊勢町慥柄浦地内から同町東宮地内まで	
	・一般国道 42 号紀宝町井田地内から同町鵜殿地内まで	
	2 三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区	
	間の変更及び第6号の規定による区域の変更について	
	(禁止地域の指定の解除)	
	• 一般国道 260 号南伊勢町棚橋竃地内	
	・一般国道 260 号南伊勢町慥柄浦地内	
	・一般国道 260 号南伊勢町慥柄浦地内から同町贄浦地内まで	
5 調査審議結果	原案どおり答申された。	
6 備考		

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	平成28年2月16日
3 委員	委員長 安食 和宏
	副委員長 酒井 俊典
	委員 阅良弘 他5名
4 諮問事項	三重県公共事業評価結果における対応方針について
5 調査審議結果	平成27年度に開催された委員会における再評価及び事後評価
	の結果に対して、今後の対応方針を報告した。
6 備考	